

橋本市都市計画マスタープラン (原案)

令和5年2月

橋本市建設部まちづくり課

目 次

序章 はじめに	1
1 都市計画マスタープランとは	2
2 策定の背景と目的	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間及び計画対象区域	4
5 策定の流れ	4
第1章 都市の現状と課題	5
1 社会情勢の変化	6
2 都市の現状と動向	8
3 都市づくりの主要課題	21
第2章 都市づくりのビジョン	25
1 都市づくりのビジョン	26
2 都市づくりの目標	27
第3章 テーマごとに取組む都市づくり	29
1 テーマの設定	30
2 都市づくりの課題・目標とテーマの体系	31
3 テーマ別方針	32
テーマ1.安全・快適で持続可能な土地利用を実現する	32
テーマ2.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する	39
テーマ3.便利で快適な住環境を形成する	44
テーマ4.魅力ある文化的な都市環境を確保する	52
第4章 都市づくりの進め方	59
1 協働・共創の都市づくり	60
2 協働・共創の取り組み	61
3 都市づくりの実践	64
4 計画の進行管理と適切な見直し	66

※現状と動向（まち実態調査、10年間の変容等）は、参考資料又は別冊とする予定。

序章 はじめに

本章では、都市計画マスタープランとは何か、策定の背景と目的、計画の位置づけなどを記載しています。

1 都市計画マスタープランとは何か	P2
2 策定の背景と目的	P3
3 計画の位置づけ	P3
4 計画期間及び計画対象区域	P4
5 策定の流れ	P4

序章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する将来の都市づくりの考え方を示すもので、都市計画法を根拠として、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。都市計画マスタープランには次のような役割があります。

①市民、行政が共有していく都市の将来像の設定

市民、行政が共有していく橋本市が目指すべき「夢」のある将来像を示します。

②市町村が定める都市計画の方針の根拠

将来像を実現する手法の一つとして、橋本市が定める都市計画を決定・変更する際の根拠となります。

③総合性・一体的の都市づくりの方針

都市づくりのテーマに応じた、土地利用、道路、公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など、個々の都市計画の相互関係を調整した計画により、総合性・一体的な都市づくりの方針となります。

④都市づくりに対する市民参画の促進

市民・事業者等をはじめ、企業などの多様な主体が、都市の課題や方向性について共通の認識を持つことにより、土地利用の規制・誘導や各種都市計画事業への協力や参画を促進します。

都市計画マスタープランの活用例

- 用途地域などの地域地区の見直し
- 都市計画道路や都市計画公園等の適正な配置
- 大規模な開発（住宅団地や工業団地）の適正な誘導
- 地区計画など地域主体のまちづくりの誘導
- エリアマネジメント※による地域主体のまちづくりの促進

※エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのことを言います。

「都市計画」とは・・・都市計画法第4条において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。



2 策定の背景と目的

本市では、平成 25 年（2013 年）3 月に第 2 次橋本市都市計画マスタープランを策定しました。

近年、我が国の小規模な地方都市においては、人口減少や若者の流出、中心市街地の衰退等が大きな課題となっているなど、公共投資の生産力効果や民間投資誘発効果が低下している状況にあります。

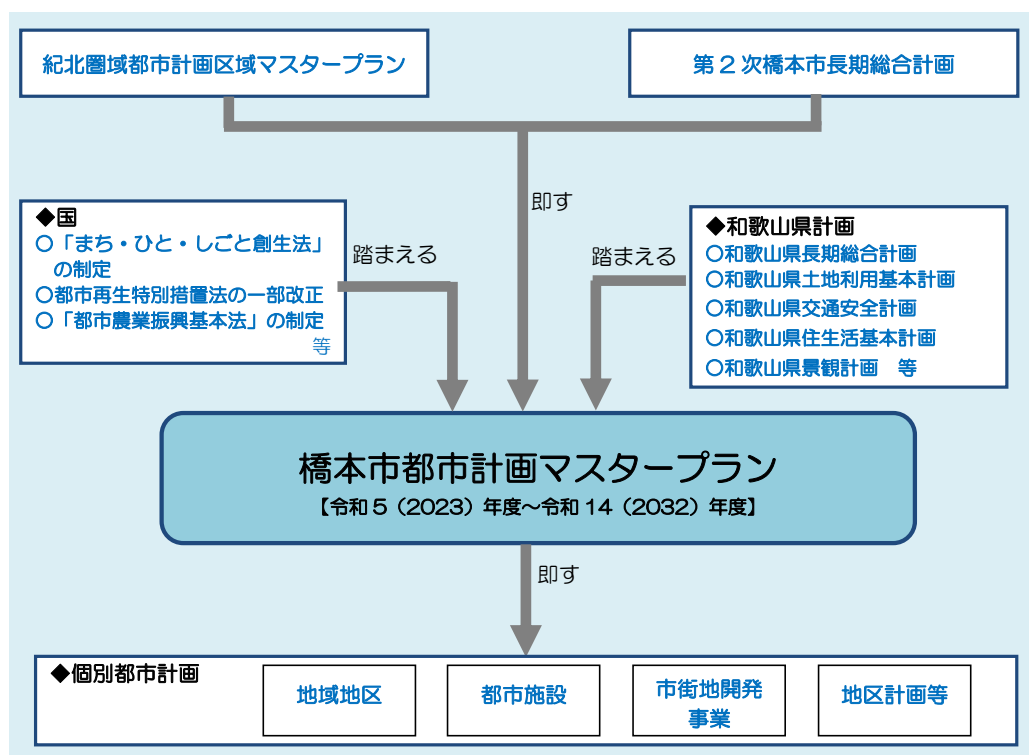
こうしたなか、令和 4 年度（2022 年度）を目標とする第 2 次橋本市都市計画マスタープランは、計画期間の満了を迎えるとともに、本市を取り巻く社会経済情勢も変化しています。本市においても、これまで中心市街地を形成していた橋本駅及び市役所周辺は、人口減少に伴い、商業・業務等の都市活動を支える「人口集積」等が低下しており、拠点の再構築などが必要となっています。

本計画の策定（改定）にあたっては、こうした課題などに対応し、公共及び民間投資の効果や効率性を高め、質の高い魅力あるまちの実現を目指すため、令和 2 年度（2020 年度）から 4 年度（2022 年度）の 3 か年で「第 3 次橋本市都市計画マスタープラン」の策定を行うことを目的とするものです。

なお、策定にあたっては第 2 次橋本市長期総合計画などの上位計画・関連計画との整合を図り、既存の用途地域及び都市計画施設の変更等の必要性、実現化方策などについても検討を行うものとしします。

3 計画の位置づけ

橋本市都市計画マスタープランは、第 2 次橋本市長期総合計画（平成 30 年 3 月）及び和歌山県が策定した紀北圏域都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月策定）などの上位計画に即して定めます。



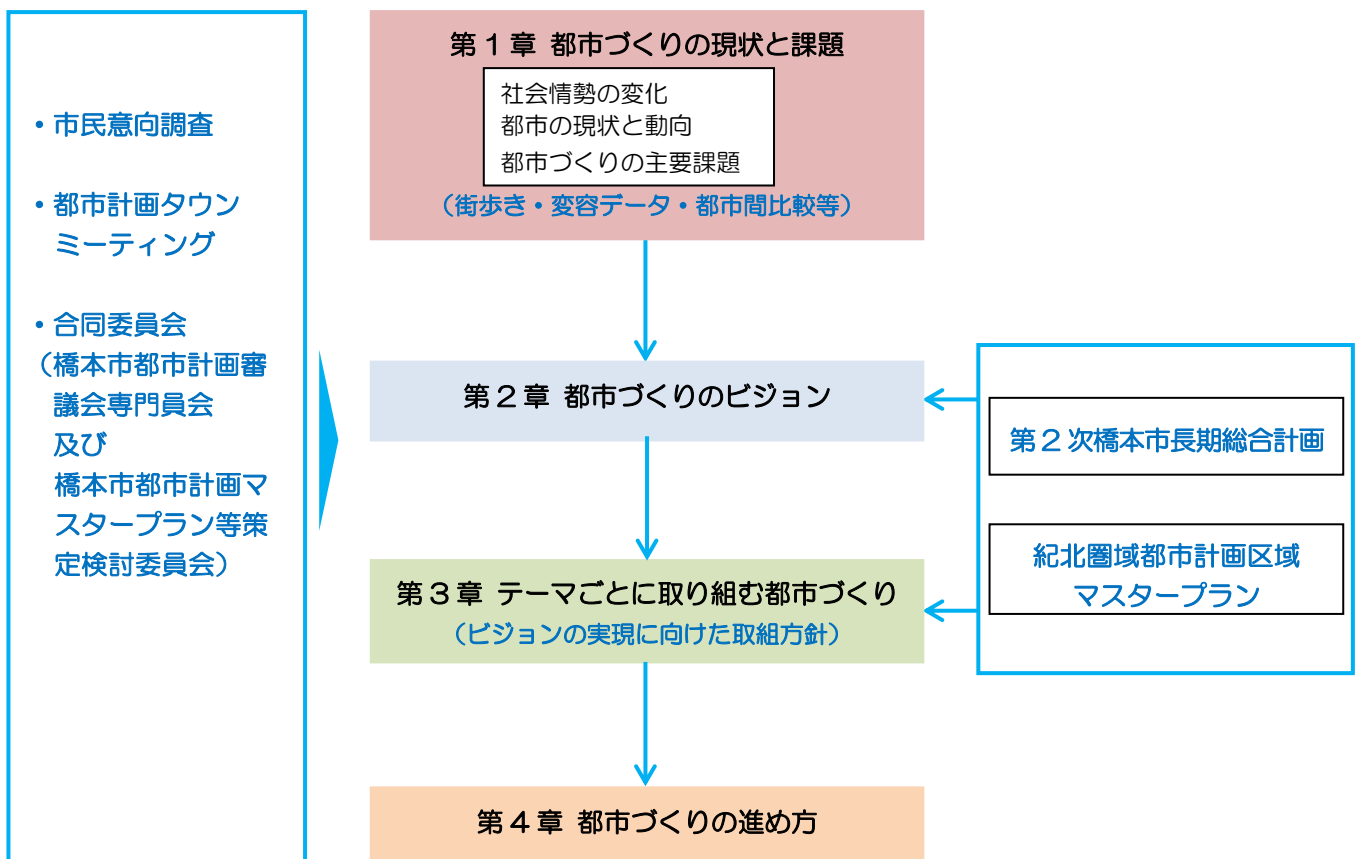
4 計画期間及び計画対象区域

計画期間は令和 5 年（2023 年）度を初年度とし、概ね 20 年後を展望しつつ、10 年後の令和 14 年度（2032 年度）を目標年度として策定します。

計画対象区域は都市計画区域外も含めた橋本市全域とします。

5 策定の流れ

橋本市都市計画マスタープランは、以下のような流れで検討を行います。



第1章 都市の現状と課題

本章では、社会情勢の変化や都市の現状と動向を整理し、これを踏まえて、都市づくりの課題を記載しています。

1 社会情勢の変化	P6
2 都市の現状と動向	P8
3 都市づくりの課題	P21

第1章 都市の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 最近の主な社会情勢の変化

①人口減少・少子高齢化の進行

我が国では、既に人口減少社会を迎えており、また、生活様式の変化等により、未婚者の増加や晩婚化が進み、また、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、高齢者等の社会的孤立も問題となっています。

人口減少や少子高齢化の進行は、社会保障費負担の増加や労働力の減少を招くなど、社会全体の活力低下が懸念されており、観光等を通じた交流人口の増加と移住促進などに取り組むとともに、コンパクトな都市づくりを推進し、人口密度の維持に努める必要があります。

②持続可能なまちづくりへの対応

多くの地方都市では、高度成長期に郊外開発が進み、拡散した市街地のまま人口が減少し低密度化が進んでいます。一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供は、将来困難になりかねない状況となっています。

このため、都市構造を再編し、拠点周辺に居住と都市機能の集積を誘導し、生活利便性の維持・向上を図るとともに、拠点と連携した公共交通ネットワークの形成を図ることにより、将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりを推進することが重要となっています。

また、より良き将来を実現するため、回復力のあるインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、生態系保護などの 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略称）が国連サミットで採択されるなど、持続可能性をキーワードに「社会」「環境」「経済」のバランスを取っていくことは世界的な価値観となっています。



持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

③自然災害の頻発化と地球環境問題の深刻化

東日本大震災などの大規模な地震や、地球温暖化に伴う気候変動によって大型化した台風や局地的大雨による水害や土砂災害など、大きな被害をもたらす災害が頻発しています。

大規模な自然災害に際し迅速に復旧・復興が行えるよう、国は国土強靱化基本計画（平成30（2018）年12月変更）を策定し、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組みが進められています。

また、地球温暖化に伴う気候変動が深刻さを増す中で、令和2（2020）年10月に国は令和32（2050）年までにカーボンニュートラル*の実現を目指すことを宣言しました。

これを受け、脱炭素化に向けた緩和策・適応策等の分野横断・官民連携による取り組みを戦略的に推進していくことが求められています。

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

④公共施設・インフラの老朽化と有効活用

公共施設は、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化が見込まれています。また、高度成長期以降に整備された道路、橋梁、トンネル、河川、下水道等は、建設後50年以上が経過し、今後、更に老朽化が進むことで、その対策が課題となっています。

公共施設・インフラについては、限られた財源を効率的・効果的に投資しつつ、最大限の効果をあげるため、近隣市町等との広域連携や公民連携によるエリアマネジメントを通じて、適切な維持管理に取り組む必要があります。

⑤デジタルトランスフォーメーション（DX）*がもたらす社会改革

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革していくことであり、革新的なイノベーションにつながる可能性も有しています。

これまで開発されてきたIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）、5G（第5世代移動通信システム）等をツールとして用いることで、ビッグデータ*やリアルタイムデータなどの情報技術の活用により、インフラ整備、産業、防災など様々な分野での利用が期待されています。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、IoTの進展によって、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、またセンサー等から得られるようになった膨大なデータのこと。

⑥テレワーク（リモートワーク）の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）しています。中でも、テレワークの進展による働く場と居住の融合など急速な変化が生じています。

今後、都市の持つ集積のメリットを最大化する一方で、交通混雑や環境の悪化、感染症の拡大などのデメリットを最小化する新しいまちづくりが必要であり、地域生活圏の形成や総合的な交通戦略、ウォークブル*な空間の創出、オープンスペースの柔軟な活用などが求められています。

※ウォークブル：道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、人中心の空間にすることで、街に出かけたくなり、歩きたくなること。

2 都市の現状と動向

(1) 市の位置・地勢

本市は和歌山県の北東端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、市の北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町と接しています。和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線とともに約40kmの距離にあります。

本市は、古くに、南北に通じる高野街道と東西に通じる伊勢（大和）街道が交差する交通の要衝並びに紀の川水運の拠点として、そして、これらによる物資の集散地として大いに栄え、また、霊峰高野山への参詣口の一つとして発展してきました。

交通は、南海高野線が大阪市と、JR和歌山線が和歌山市と奈良方面を結び、橋本駅ではこの2本の鉄道が交差しています。また、国道24号が和歌山市と京都市を連絡し、京奈和自動車道も整備され、南北方向には大阪府、高野山方面に国道371号や370号が走り、これらの国道が地域の幹線道路となっています。

市の中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。気候は瀬戸内気候帯に属しながらも、和歌山市等に比べて年間の気温差が大きく、内陸性の気候を示しており、降水量は比較的少なく、市内各所のため池が見られます。

産業は、農業において、柿やぶどう、鶏卵の生産が盛んで、工業においては、100年以上の伝統を受け継ぐ紀州へら竿（経済産業省指定伝統的工芸品）は、全国シェアの大半を占め、パイル織物の生産量が日本一となっています。

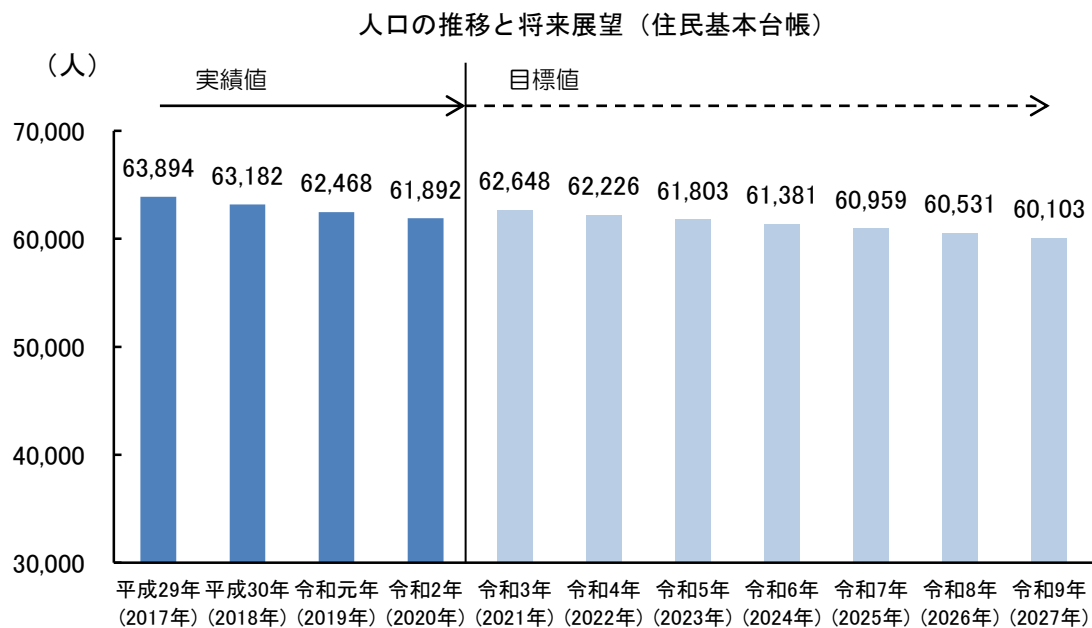


橋本市の位置

(2) 人口

1) 人口の推移と将来展望

- 本市では人口減少が続いており、第2次橋本市長期総合計画では、合計特殊出生率（女性が生涯、何人の子どもを生むかの割合）の上昇と純移動率の想定から、5年後の令和9年（2027年）度における目標人口を約60,000人と設定しています。
- 都市計画マスタープランにおいては、第2次橋本市長期総合計画の目標人口を維持するものとし約60,000人を見込みます。

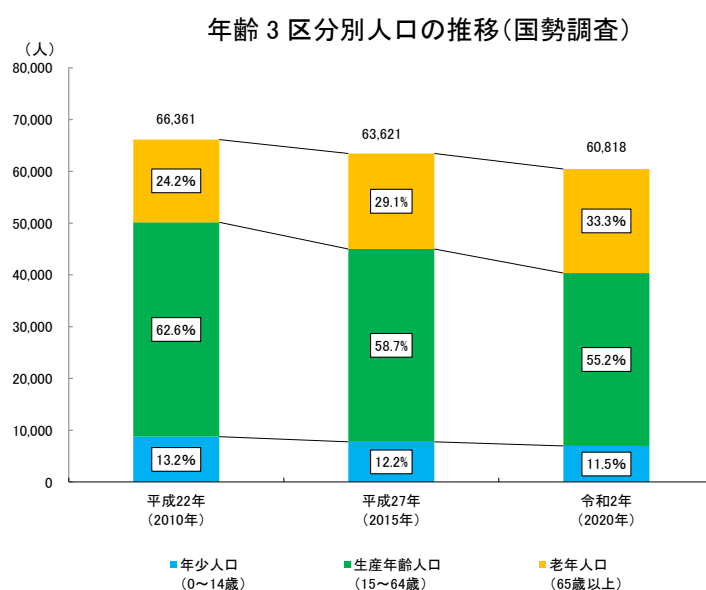


注1: 実績値は住民基本台帳(9月末現在)

注2: 目標値は第2次橋本市長期総合計画後期基本計画に基づく

2) 年齢3区分人口の推移

- 平成22年（2010年）から令和2年（2020年）の10年間で人口総数は5,543人減少しており、令和2年の人口は、概ね平成2年の人口規模となっています。
- 10年間で生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（14歳未満）がそれぞれ7.4ポイント、1.7ポイント減少しています。
- 老年人口（65歳以上）は9.1ポイント増加しています。

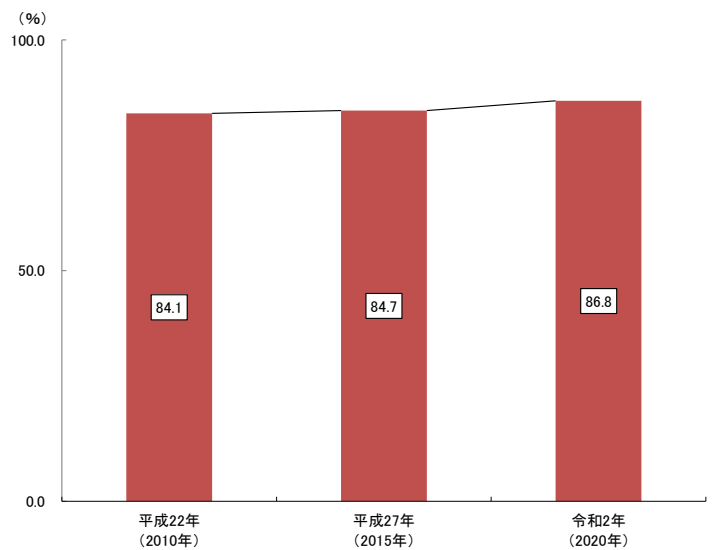


資料: 総務省「国勢調査」

3) 昼間人口

- 平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）の 10 年間で、昼間人口は減少していますが、昼間人口割合は 2.7 ポイント増加しています。これは、夜間人口の減少率が昼間人口の減少率を上回っていることによります。
- 令和 2 年（2020 年）における紀北 5 市（橋本市、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市）と比較すると、昼間人口割合が 100%を超えるのは和歌山市のみで、本市は、海南市、紀の川市に次いで第 4 位となっています。

昼間人口割合

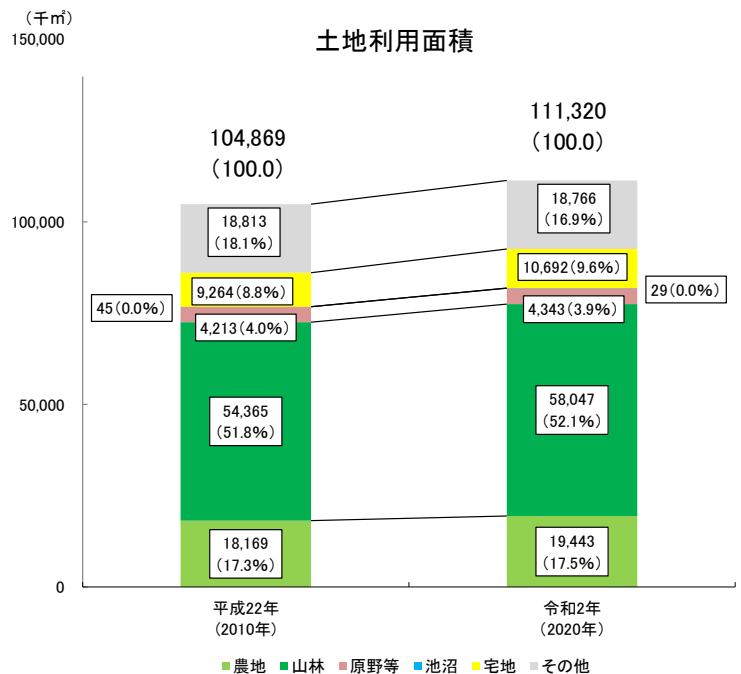


注: 昼間人口割合は、昼間人口÷夜間人口
資料: 総務省「国勢調査」

(3) 土地利用

1) 土地利用現況

- 平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）の 10 年間で、宅地が増加、その他（非課税地）は減少、農地、山林、原野・雑種地、池沼は概ね横ばいの傾向にあります。
- 本市では、京奈和自動車道の整備に伴い、橋本東 IC 周辺では大規模な店舗などが立地しているとともに、橋本東 IC 北部では工場立地が進んでいます。
- 国道 24 号沿道を中心に沿道サービス施設等の立地が進んでいます。



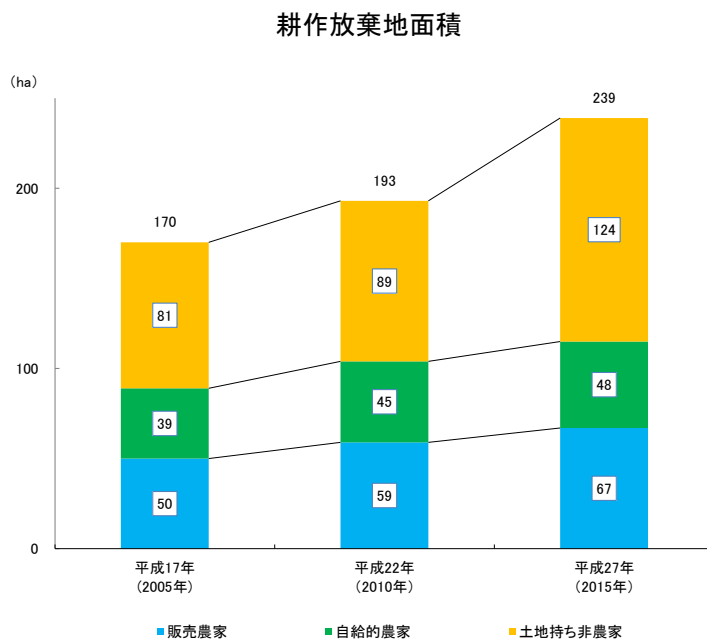
注 1: 国・公共地等の固定資産税が非課税の土地面積

注 2: 法定免税点未満を含む課税対象の土地面積

資料: 県市町村課「市町村別地目別面積（各年 1 月 1 日現在）」

2) 耕作放棄地

- 平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間で、69ha 増加しています。
- 土地持ち非農家が耕作放棄地の約 5 割を占め、43ha の増加となっています。

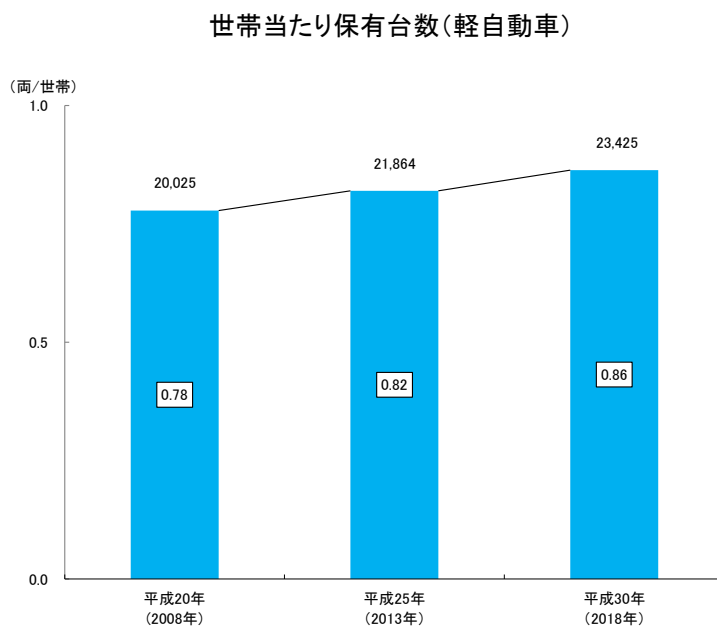


資料：農林水産省「農林業センサス」

(4) 交通

1) 自動車保有台数

- 平成 20 年度（2008 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の 10 年間で 3,400 台増加しています。
- 世帯当たり自動車台数は、概ね 1 台程度で、0.78 台から 0.86 台とわずかに増加しています。
- 高齢化の進行に伴い、免許返納者が増加しています。

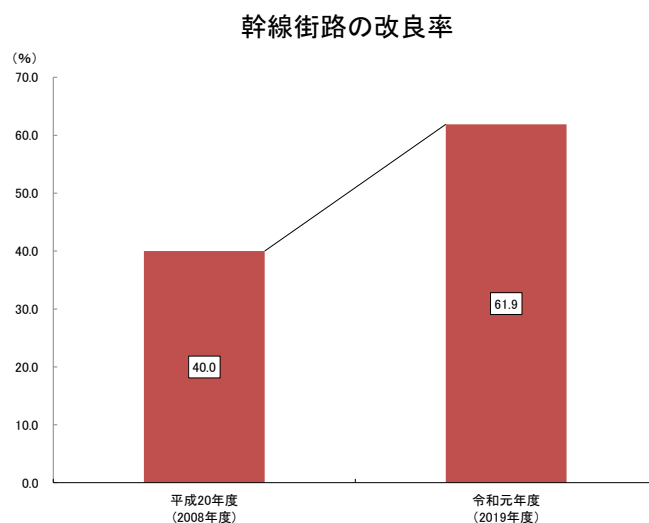


注：自動車は軽自動車（貨物車、乗用車、特殊車）

資料：和歌山県軽自動車協会「市町村別保有軽自動車数」

2) 都市計画道路

- 平成 20 年度（2008 年度）から令和元年度（2019 年度）の 11 年間における、幹線街路（自動車専用道路を除く）の改良率は 21.9 ポイントと大きく増加しています。



注: 各年度末現在

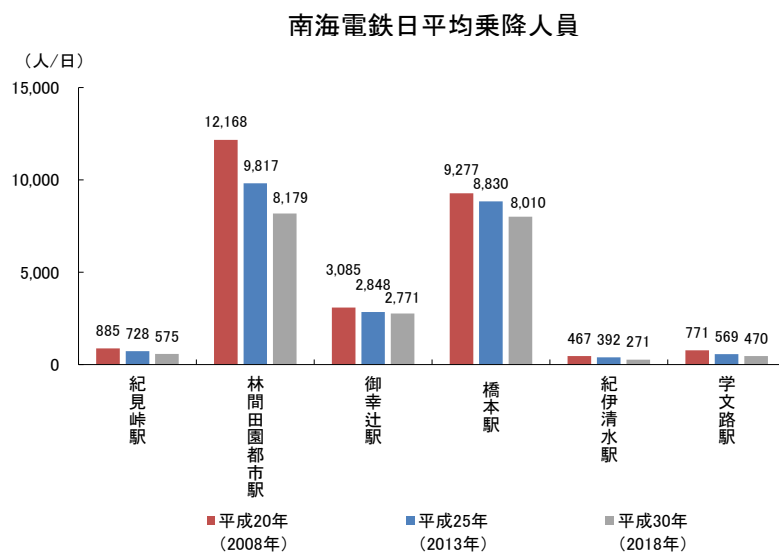
資料: 国土交通省「都市計画現況調査」

幹線街路：都市計画道路の道路種別（自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路）の一つ。幹線街路は、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
 改良済：道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長

3) 鉄道

①南海電鉄日平均乗降人員

- 平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間における、南海高野線（難波）の日平均乗降人員は減少傾向にあります。
- 日平均乗降人員は林間田園都市駅、橋本駅の順に多いものの、10 年間で橋本駅は 1,267 人、林間田園都市駅は 3,989 人減少しています。

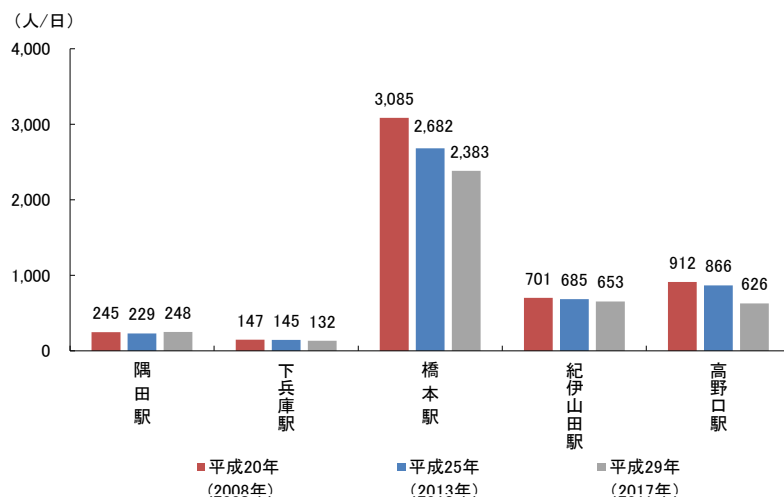


資料: 南海電気鉄道(株)鉄道営業本部 統括部「和歌山県公共交通機関等資料集」

②JR 日平均乗車人員

- 平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 9 年間における、JR 和歌山線の日平均乗車人員は隅田駅を除き減少傾向にあります。
- 日平均乗車人員は特に橋本駅が多い一方、10 年間で 702 人減少しています。高野口駅の減少は伊都高等学校の併合によるものとなっています。

JR 日平均乗車人員



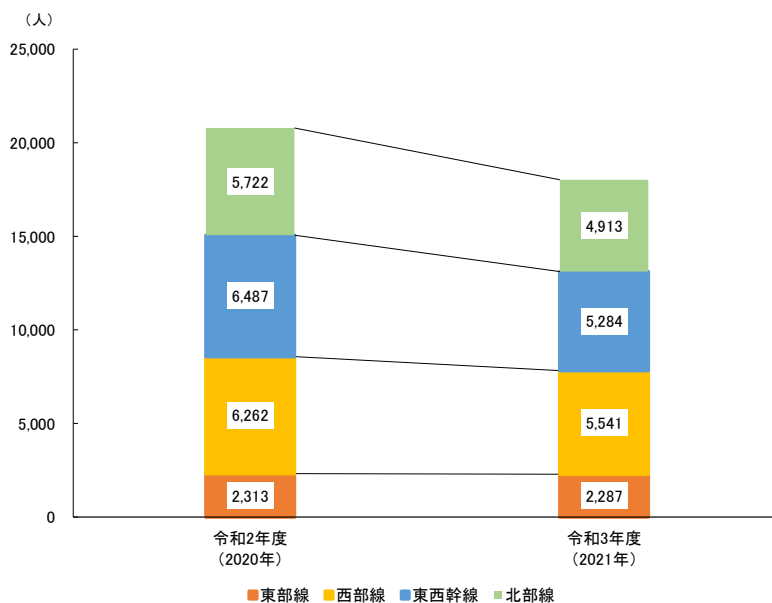
注: 乗車人員は定期と定期外の計

資料: 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社「和歌山県公共交通機関等資料集」

③コミュニティバスの乗降数

- 新型コロナウイルスの感染者が日本で初めて発覚した、令和 2 年（2020 年）1 月頃以降の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、乗降数は大きく減少しています。

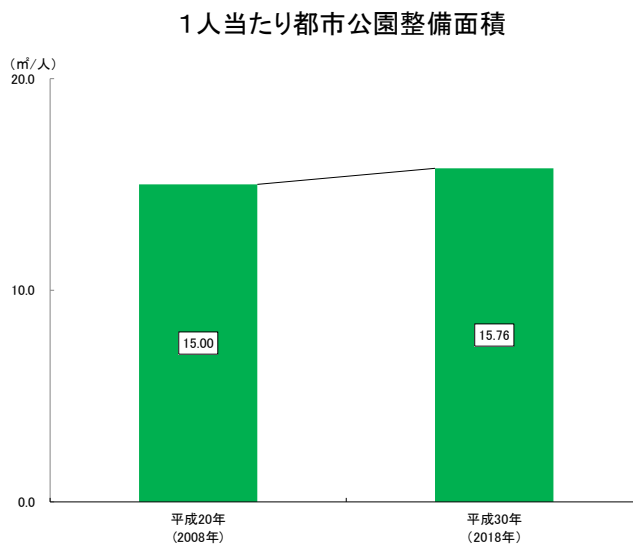
コミュニティバス乗降数の推移



(5) 住環境

1) 都市公園

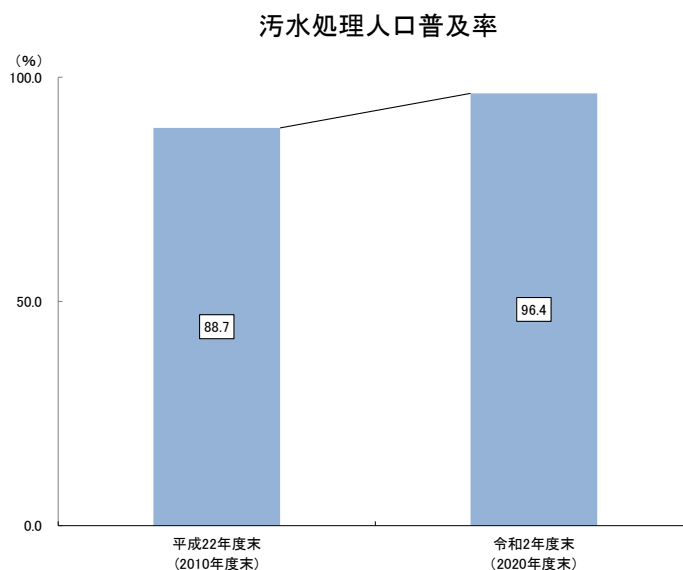
- 平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間における、1 人当たり都市公園整備面積は 0.76 m²増加しています。



注: 1 人当たり都市公園整備面積は、各年度 12 月末(外国人登録含む)人口により算出
資料: まちづくり課、シティセールス課「公園」

2) 污水处理

- 平成 22 年度末（2010 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の 10 年間における、污水处理人口普及率は 7.7 ポイント増加しています。



資料: 和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課

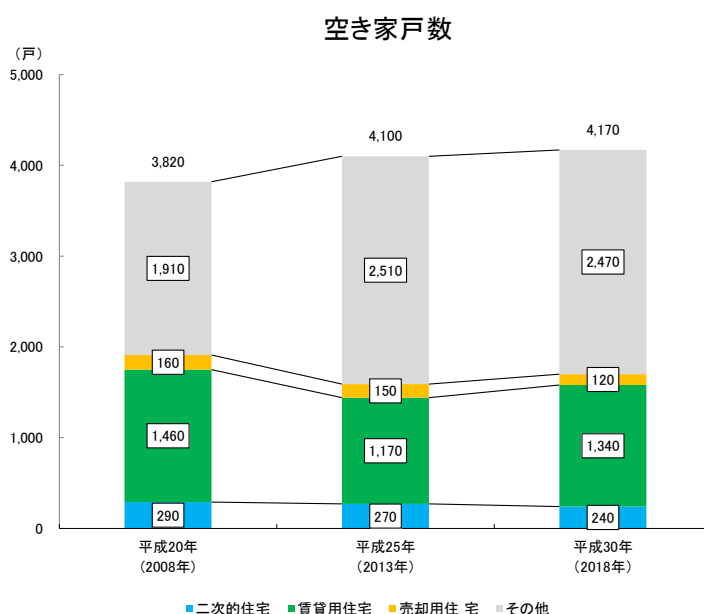
污水处理人口普及率: 下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、污水处理施設の普及状況の指標

3) 空き家

- 平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間で 350 戸増加しています。
- 長期にわたって不在の住宅や、建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等の「その他」が著しく増加しています。

4) 大規模住宅団地の高齢化

- 昭和 50 年代半ばに街開きされた城山台、三石台等の大規模住宅団地では、居住者の高齢化等が進んでいます。



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

二次的住宅：別荘一週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅、その他一普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

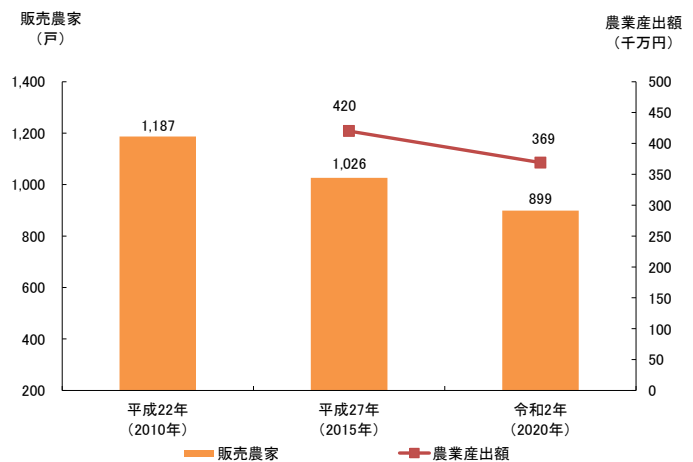
その他：上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

(6) 産業

1) 農業

- 本市の販売農家、農業産出額（推計）は減少傾向にあります。
- 販売農家当たり農業算出額（推計）は、平成 27 年（2015 年）で 409 万円、令和 2 年（2020 年）で 410 万円と横ばいの傾向にあります。

販売農家と農業算出額の推移



注：農業産出額（推計）は平成 26 年以降公表

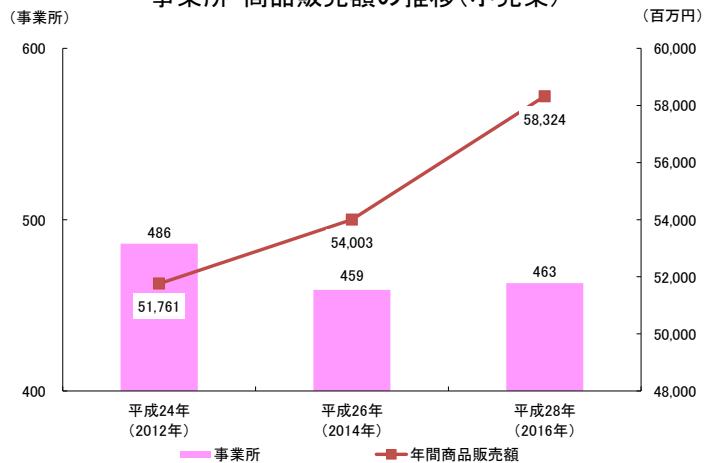
資料：販売農家は農林水産省「農林業センサス」

農業産出額（推計）は農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

2) 小売業

- 平成 24 年（2012 年）から平成 28 年（2016 年）の小売業は 4 年間で 23 事業所減少し、商品販売額は 65.6 億円増加しています。
- 本市の玄関口である橋本駅周辺をはじめ、鉄道駅周辺等の拠点では、商業・業務等の生活サービス施設が減少しています。

事業所・商品販売額の推移（小売業）



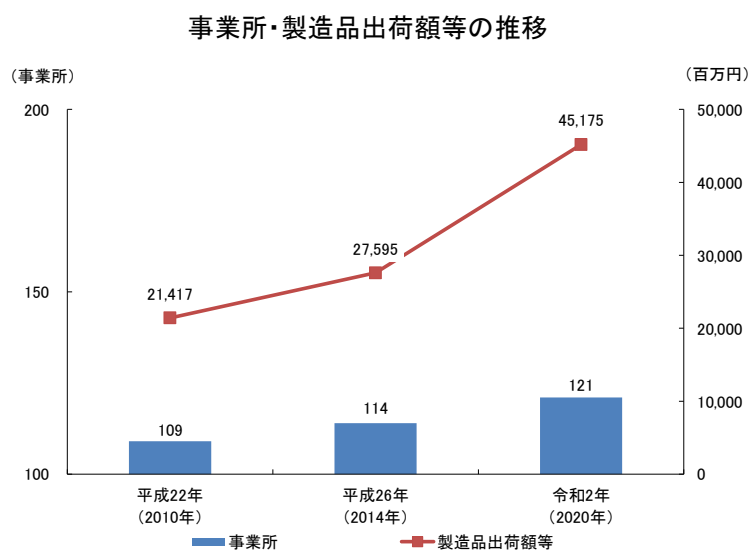
注：商業統計調査は平成 26 年調査で廃止

資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

3) 製造業

- 平成22年（2010年）から令和2年（2020年）の10年間で事業数は12事業所増加し、製造業出荷額等は約238億円増加しています。
- 本市が積極的に取り組んでいる企業誘致施策の結果や、京奈和自動車道における紀北東道路の全線開通（平成26年（2014年）3月）、紀北西道路の部分開通（平成27年（2015年）3月）の効果によるものと考えられます。

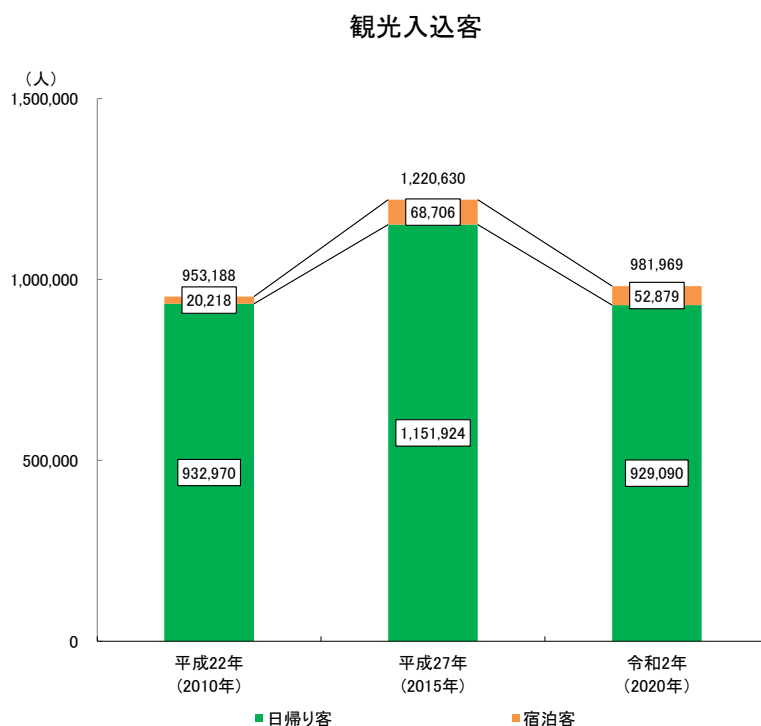
※リーマンショック（平成20年（2008年）9月の影響で平成21年（2009年）～25年（2013年）は減少。



注: 平成27年の調査は未実施
従業員4人以上の事業所
資料: 県調査統計課「和歌山県の工業」

4) 観光

- 平成22年（2010年）から令和元年（2019年）の9年間で約37.6万人増加しています。これは、平成27年（2015年）には、高野山開創1200年、和歌山国体等の開催、平成28年（2016年）には「大河ドラマ真田丸」の放映等による影響が考えられます。
- 令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きく減少し、981,969人となっています。
- 平成27年、令和2年はともに、観光入込客の約95%が日帰り客となっています。



資料: 県観光振興課「観光客動態調査報告書」

1) 都市計画区域の状況

- ## 2) 用途地域等の状況

- ・橋本都市計画区域及び高野口都市計画区域は非線引き都市計画区域で、旧橋本市では 13 種類の用途地域のうち、田園居住地域、工業専用地域を除いて指定され、建物の用途や建蔽率・容積率等の規制・誘導が図られています。
- ・旧高野口町では用途地域が指定されておらず、建蔽率・容積率、道路斜線制限*及び隣地斜線制限*が定められています。

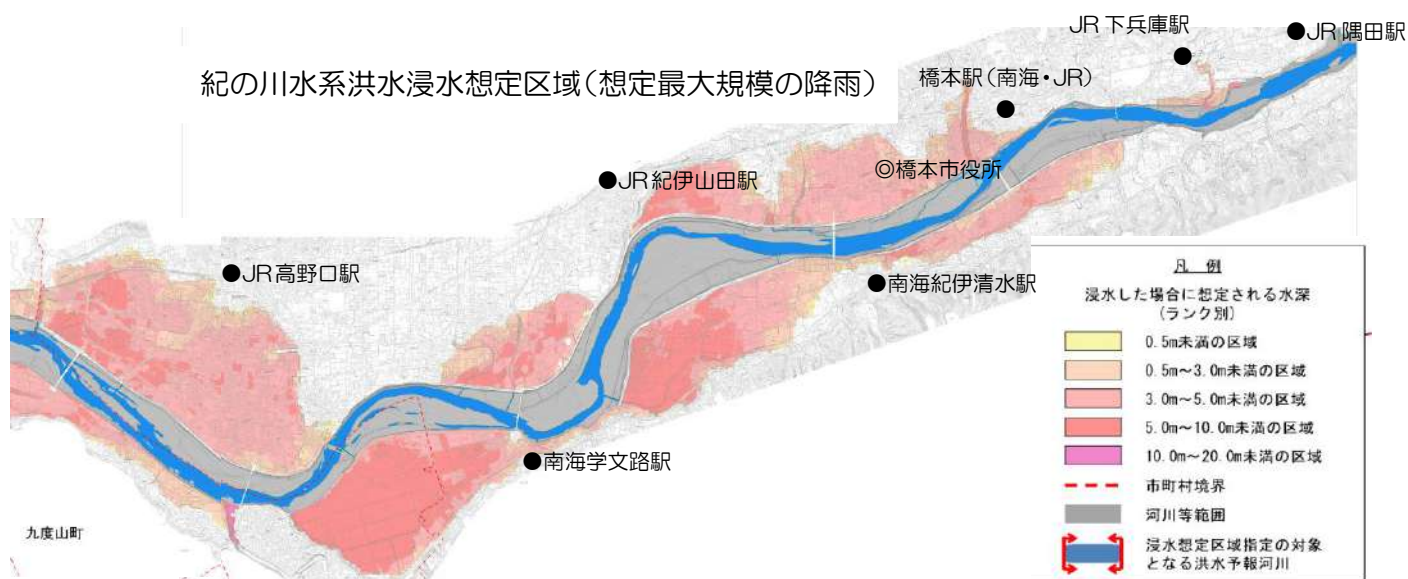
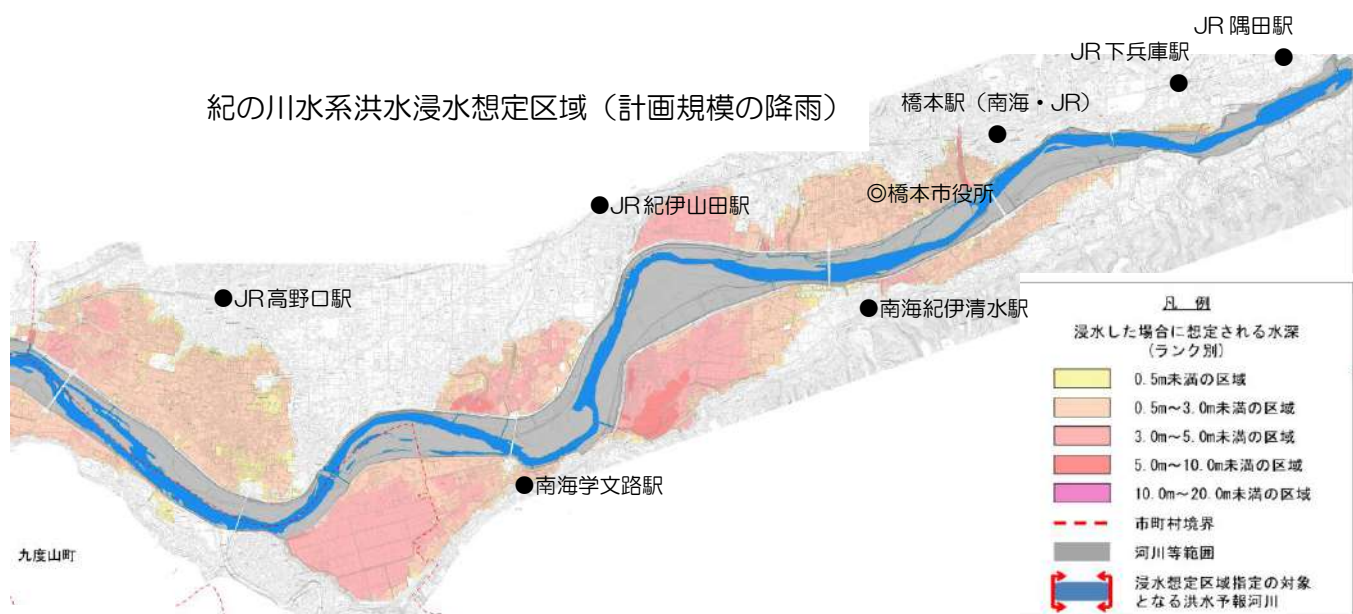
隣地斜線制限：建築基準法に定められた、建築物の高さを制限する斜線制限の 1 つ。隣地の日照や採光を確保することを目的としている。



(8) 防災

- ・近年、土砂災害や洪水等の自然災害が頻発化・激甚化しています。
- ・紀の川沿いは浸水想定区域等に指定され、想定最大規模の降雨により、橋本及び高野口では、2 階への避難が困難な浸水深 3m以上の区域が想定され、市役所周辺は浸水深が 3～5m未満と想定されています。
- ・山地部では、土砂災害（特別）警戒区域指定されている災害リスクの高い区域が見られます。

想定最大規模：降雨規模は 1000 年に 1 回程度を想定。1 年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示している。
計画規模：降雨規模は 10～100 年に 1 回程度を想定している。



紀の川(和歌山河川国道事務所 指定年月日：平成 28 年 6 月 14 日
計画規模の降雨：橋本地点 上流域の2日間の 総雨量 484 mm
想定最大規模の降雨：橋本地点上流域の2日間の総雨量 678 mm
資料：和歌山県河川国道事務所



土砂災害ハザードマップ

資料：和歌山県砂防課

3 都市づくりの主要課題

社会情勢の変化、現状と問題点を踏まえた、都市づくりの主要課題は次のとおりです。

(1) 都市計画区域の統合化

本市では、合併後も橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の2つの都市計画区域が存在しています。

国においては、『市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、当該合併後の市町村が同一の都市圏を形成している場合には、合併後の市町村区域が、同一の都市計画区域に含まれるよう指定を行い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい』とされています。

また、県が策定している「紀北都市計画区域マスタープラン」では、『市町村合併（橋本市、高野口町）に伴い、橋本都市計画区域、高野口都市計画区域を一体の都市として整備・開発及び保全する必要があるため、都市計画区域の統合を推進します。』とされています。このため、2つの都市計画区域の統合化を進める必要があります。

(2) 秩序ある土地利用の推進

橋本地域では用途地域の指定により、土地利用の規制・誘導が行われていますが、高野口地域では建物用途等の制限を定める用途地域が定められていないため、住宅と工場が混在する地区が多く見られます。また、市内にはミニ開発や太陽光発電施設等の立地が見られます。

このため、高野口地域では、用途地域や特定用途制限地域等の指定検討に取り組む必要があります。

また、郊外へのミニ開発の抑制、周辺環境との調和に配慮した太陽光発電施設の立地誘導とともに、地場産業等の育成と産業基盤の充実とあわせて、幹線道路沿道等における大規模小売店舗の適正立地など、秩序ある土地利用の規制・誘導に取り組む必要があります。

(3) まちの魅力向上

本市は、水と緑の豊かな自然環境や歴史的資源を有する中、森林、農地の減少や耕作放棄地が増加傾向にあります。都市公園は、平成30年（2018年）における1人当たりの整備面積が15.8㎡と都市公園法の水準である10㎡/人を上回っています。

また、本市の観光入込客は、新型コロナウイルス感染症が発覚する前の令和元年度（2019年度）まで、増加傾向にあり、その95%が日帰り客となっています。

このため、自然環境や歴史的資源の保全・活用や景観の育成とともに、これら資源を活かした観光の振興に努める必要があります。また、都市公園や親水空間の更なる充実など、水と緑を活かしたうるおいのある都市環境等を形成し、交流人口や移住促進につなげる必要があります。

（４）誰もが移動しやすい交通環境の確保

本市の自動車保有台数は増加している一方、高齢化の進行に伴い、免許返納者が増加しています。また、鉄道乗降人員やコミュニティバスの乗降数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあります。

このため、高齢者等が移動しやすい公共交通を充実させるとともに、鉄道やバスのバリアフリーや待合施設などの利用環境の向上に努める必要があります。

（５）安心できる公共サービスの提供

本市では、人口減少・少子高齢化が進んでおり、特に高齢化率が上昇しています。

このため、若者や子育て世代にとって魅力のある教育・文化環境や居住環境を整えるとともに、高齢者が暮らしやすい環境を確保するなど、定住環境を向上させる必要があります。

（６）快適で個性のある市街地の形成

本市の昼間人口は、夜間人口を下回っており、ベッドタウンとしての性格を有しています。また、小売業の事業所は減少傾向にあり、本市の玄関口である橋本駅周辺をはじめ、その他の鉄道駅周辺等では、商業・業務、医療・福祉等の都市機能が低下しています。

さらに、古くに開発されたニュータウンでは、居住者の高齢化等が進んでいるとともに、市内では、空き家が増加傾向にあります。

昼間人口の増加を図るためには、テレワークの急速な普及などに伴い、生じた空き時間などを自宅周辺での活動や屋外活動時間の活用に取り組むなど、昼間の賑わいを向上させる必要があります。

また、鉄道駅周辺における生活サービス機能の維持により、商業施設などを確保するとともに、鉄道駅周辺では、交通バリアフリー化など、高齢者等が歩いて暮らせる交通環境の形成に取り組む必要があります。

さらに、古くに開発されたニュータウンの再生や、空き家の適切な維持管理と活用等に取り組む必要があります。

（７）市民の安全確保

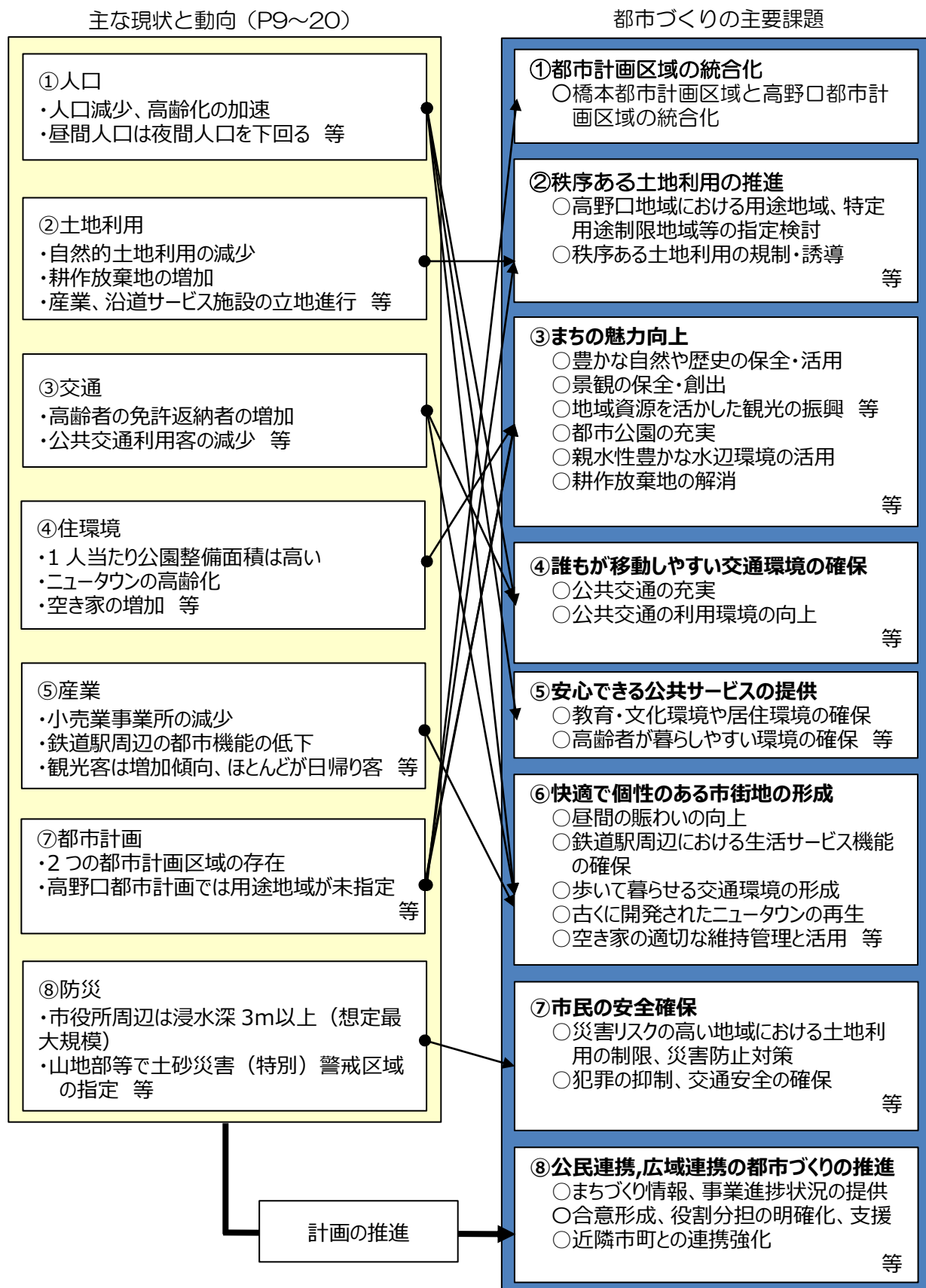
近年、土砂災害や洪水等の自然災害が頻発化・激甚化しています。紀の川沿いでは、浸水想定区域等に指定され、市役所周辺は想定最大規模の降雨により、浸水深が３～５ｍ未満と想定されています。山地等の一部では、土砂災害（特別）警戒区域指定されているなど、災害リスクの高い区域が見られます。

このため、災害リスクの高い区域では、土地利用の制限や災害防止対策に取り組むとともに、安心な暮らしを確保するため、犯罪抑制や交通安全の確保等に取り組んでいく必要があります。

（８）公民連携、広域連携の都市づくりの推進

本市の様々な課題を解決し、魅力ある都市環境を形成していくためには、まちづくり情報や事業進捗状況などの提供をはじめ、行政、市民等、民間における役割分担の明確化や合意形成、市民の主体的なまちづくりに対する支援などに取り組むことが重要です。また、限られた財政状況や生活圏の広域化を踏まえ、近隣市町等との連携を強化することも重要です。

このため、公民連携、広域連携の都市づくりを推進する必要があります。



第2章 都市づくりのビジョン

本章では、都市計画マスタープランとは何か、策定の背景と目的、計画の位置づけなどを記載しています。

1 都市づくりのビジョン

P26

2 都市づくりの目標的

P27

第2章 都市づくりのビジョン

1 都市づくりのビジョン

(1) 都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョン

第2次橋本市長期総合計画における将来像も踏まえ、第1章で示した都市づくりの課題に対応し、持続発展可能なまちづくりを実現するため、都市づくりのビジョンを次のように設定します。

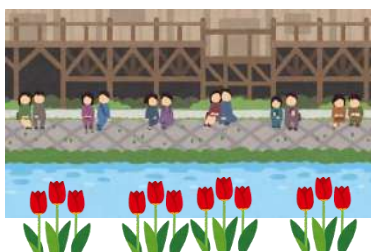
豊かな自然と文化・歴史を基盤に、農商工のモノづくりが育つ

賑わい住宅都市 橋本

産業や観光が盛んで昼間も人でにぎわうまち



将来のまちのイメージ
四季折々の花や紀の川の風景等に惹かれる魅力あるまち



拠点に人が集い、交流が生まれるまち



都市づくりのビジョンに込めた想い

○豊かな自然と文化・歴史

風土に培われた豊かな自然、歴史・文化、世界遺産 高野参詣道「黒河道」、日本遺産「葛城修験」などの観光資源を保全・活用し、まちの魅力に磨きをかける田園都市を目指します。

○農商工のモノづくりが育つ

生産高全国4位の柿、県下1位の鶏卵生産、高野山麓精進野菜等の農産生産品、日本一のシェアを誇る紀州へら竿（経済産業省指定伝統的工芸品）、生産高全国1位を誇る高野口のパイル織物など独自の地場産業や既存産業等の振興により、冠名がつけられるほど知名度の高い産業の発展を目指します。

○賑わい

都市の核や地域の核となるエリアの整備や土地利用の適正な利用促進により、居住地域や交流拠点の集約を進め、コンパクトで持続可能な都市の骨格を作り、人口密度の維持・向上を促すとともに、人々が自発的・積極的にまちに関わり、活動や交流のできる環境を構築することで賑わいのある都市づくりを目指します。

○住宅都市

大阪都市圏の衛星都市である本市では、多様な働き方や暮らし方が求められる今の時代に即した様々な世代や立場の人々がそれぞれのライフスタイルを実現できる都市づくりを目指します。

2 都市づくりの目標

都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標は、都市づくりのビジョンの実現に向けて目指すべき方向を示すものです。都市づくりのビジョンから今後の都市づくりに重要なキーワードを基本的視点として設定します。

(1) 都市づくりの基本的視点

① 集約

拠点における商業・教育文化・医療福祉等の機能や各地域を結ぶ公共交通機能の強化、公共サービスの充実等により、日常生活の利便性を確保する視点

② 居住

幅広い世代が、安全・安心で快適な環境で、住みたい・住み続けたいと思える質の高い住環境を形成する視点

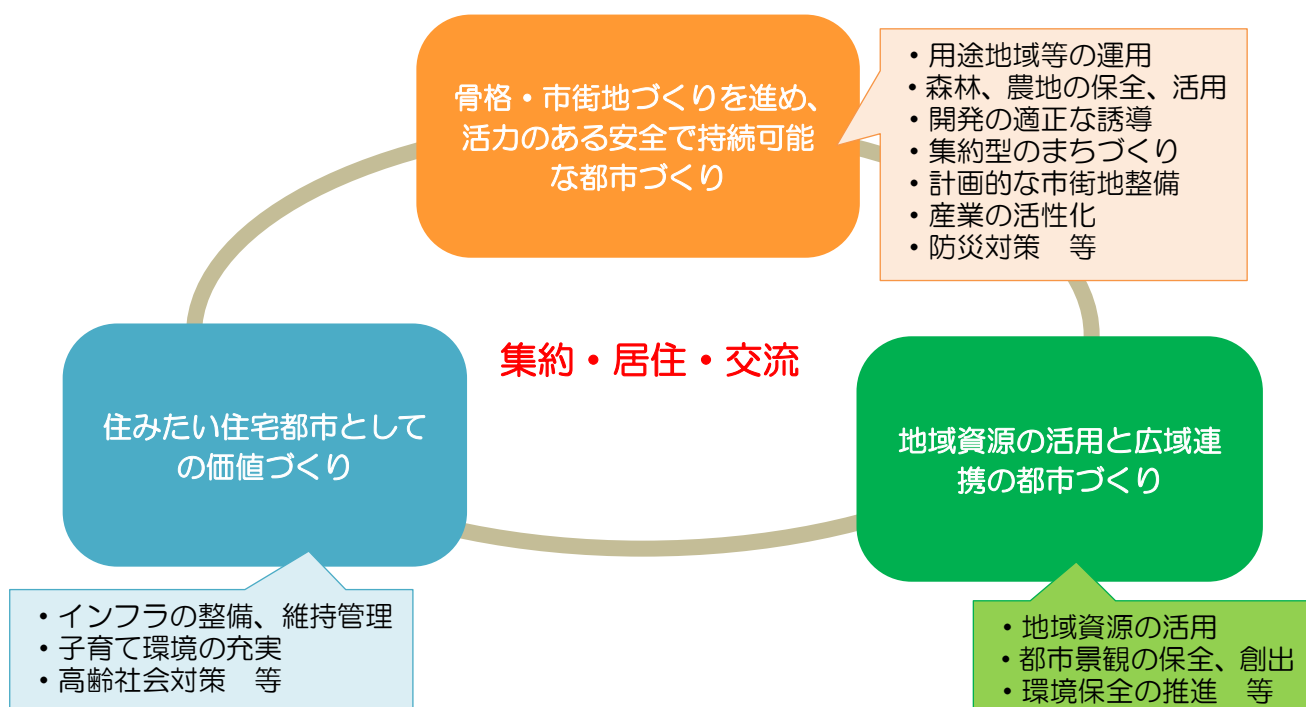
③ 交流

行政、市民等、民間がお互いにもてる力を発揮し、地域固有の資源等を活かした交流（人流・物流・商流）を促進する共創と連携の視点

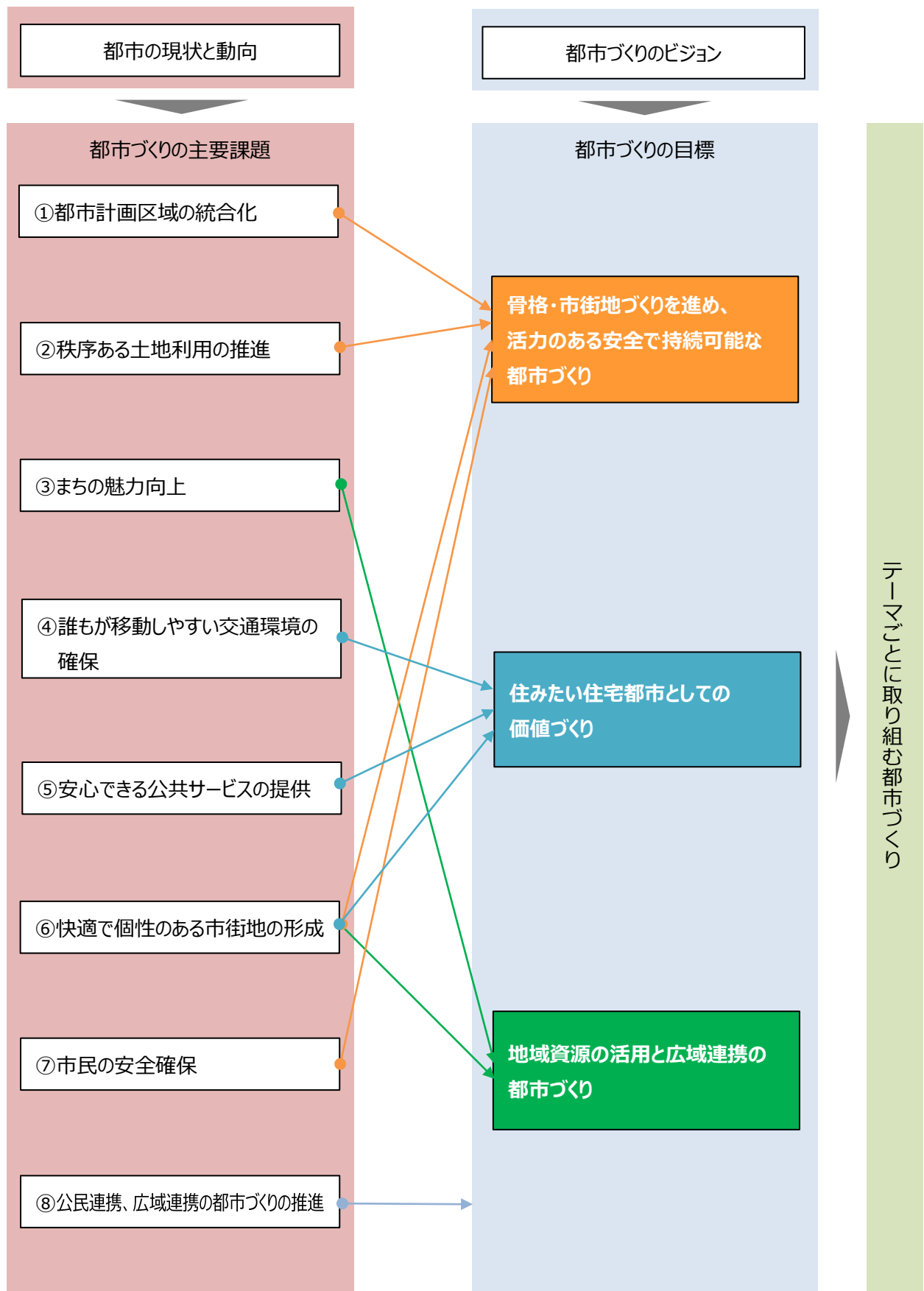
(2) 都市づくりの目標

都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの基本的視点に基づき、3つの目標を設定します。

本市では、都市づくりの目標を実現していくため、地域活性化の観点から「緩やかな規制・誘導」、また、限られた財源下でのインフラ整備の観点から「選択と集中」、さらに、多様な主体によるまちづくりの観点から「協働」を基本に、市民とともに作り上げていく「協働・共創の都市づくり」をテーマに、取組の方向性を明らかにします。



都市づくりの主要課題と都市づくりの目標の関係性



※矢印は、特につながりが強い関係性を示しています。

第3章 テーマごとに取組む都市づくり

本章では、都市づくりの課題に対応するためテーマを設定し、テーマごとの都市づくりの方針を記載しています。

1	テーマの設定	P30
2	都市づくりの課題とテーマの体系	P31
3	テーマ別方針	P32
	テーマ1 安全・快適で持続可能な土地利用を実現する	P32
	テーマ2 賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する	P39
	テーマ3 便利で快適な住環境を形成する	P44
	テーマ4 魅力ある文化的な都市環境を確保する	P52

第3章 テーマごとに取り組むまちづくり

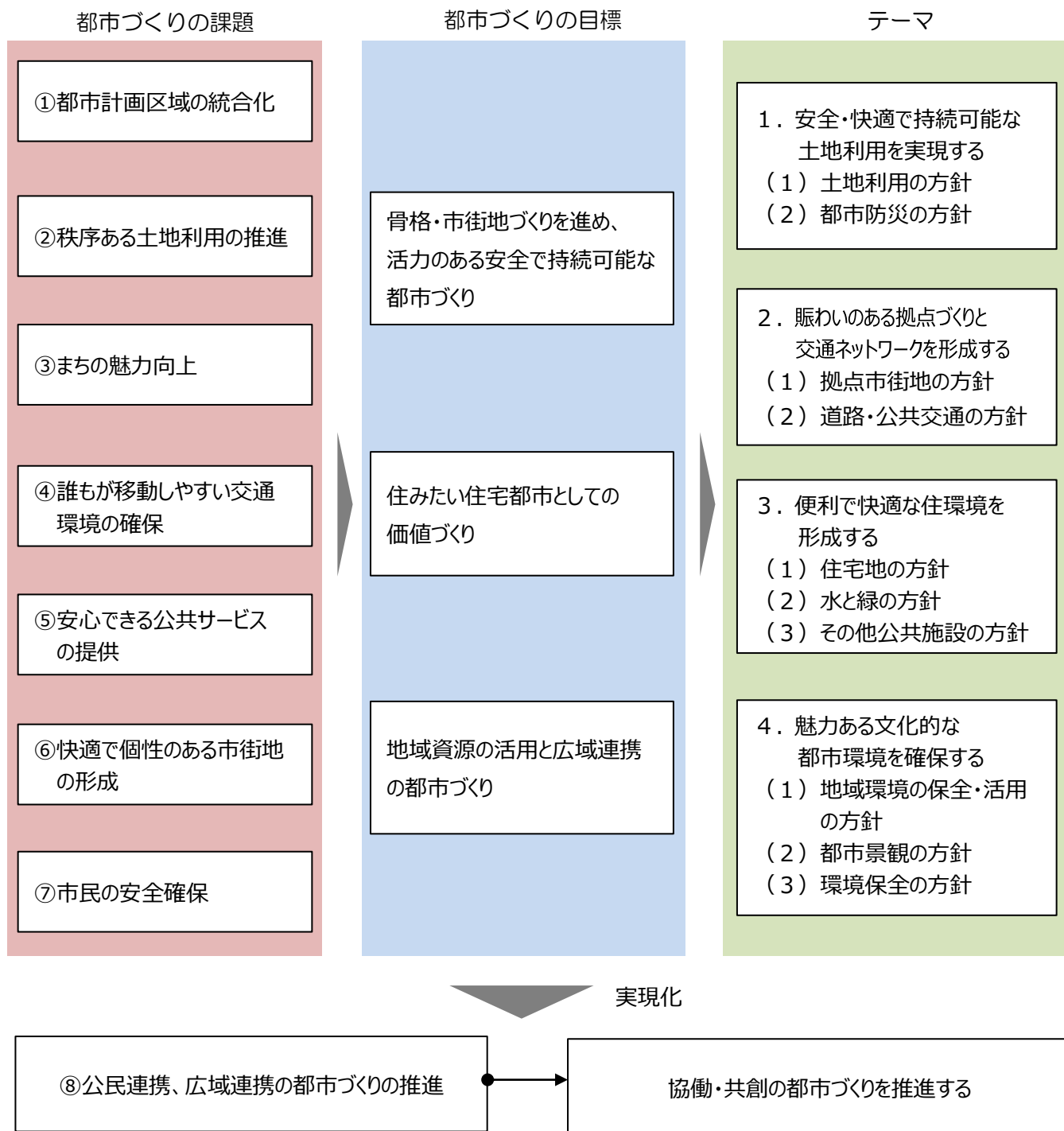
1 テーマの設定

都市づくりの目標を実現していくため、以下のテーマに取り組んでいきます。

都市づくりのビジョン	豊かな自然と文化・歴史を基盤に、農商工のモノづくりが育つ 賑わい住宅都市 橋本			
都市づくりの目標	骨格・市街地づくりを進め、活力のある安全で持続可能な都市づくり	住みたい住宅都市としての価値づくり	地域資源の活用と広域連携の都市づくり	
都市づくりのテーマ	①安全・快適で持続可能な土地利用を実現する	②賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する	③便利で快適な住環境を形成する	④魅力ある文化的な都市環境を確保する
分野別方針				
○土地利用の方針	●			
○都市防災の方針				
○拠点市街地の方針		●		
○道路・公共交通の方針				
○住宅地の方針				
○水と緑の方針			●	
○その他公共施設の方針				
○地域環境の保全・活用の方針				
○都市景観の方針				●
○環境保全の方針				

2 都市づくりの課題・目標とテーマの体系

都市づくりの課題・目標とテーマの体系は次のとおりです。



3 テーマ別の方針

テーマ1.安全・快適で持続可能な土地利用を実現する

土地利用の基本的な考え方

- 無秩序な市街化を防止するため、土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、緩やかな規制により、地域活性化に取り組みます。
- 橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の2つの都市計画区域を有する都市計画制度の運用状況を改善するため、都市計画区域の統合に取り組みます。
- 橋本地域では、社会経済情勢の変化や土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを行います。高野口地域については、都市計画区域の統合とあわせて、用途地域や特定用途制限地域等の指定について、調査・検討を進めます。
- 土砂災害や水害などの災害リスクの高い地域では、防災・減災対策の強化とともに、土地利用の適切な制限について取り組みます。
- 施設の点検やインフラDX※の活用などにより、都市基盤の効率的な維持管理と効果的な機能改善を推進し、質の高い市街地の形成に取り組みます。



※インフラDX：デジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスなどを変革する取組

1-1 土地利用の方針

1) 市街地

①低層住宅地区

- ・郊外の大規模住宅団地を中心とする低層戸建て住宅地については、用途地域制度等を活用し低層住宅地区として、良好な住環境の維持・向上に取り組みます。
- また、古くに開発された住宅団地においては、用途地域の見直しなども検討しながら、空き家の解消や生活サービス施設等の充実など地域の新陳代謝を図ります。

②中高層住宅地区

- ・教育施設地区や中高層の集合住宅地区等については、中高層住宅地区として、教育環境等と一体となった良好な住環境の維持・向上に取り組みます。

③一般住宅地区

- ・小規模な工場や店舗等が混在する住宅地については、一般住宅地区として、住環境の保護に取り組みます。

④都市市街地地区

- ・交通の拠点でもある橋本駅や市役所周辺については、都市中心地区としてオープンスペース

を有効活用しながら整備を進め土地利用の高度化を図り、滞在・周遊が可能な空間をはじめとした、居住と多様な都市機能等の集積に取り組みます。

⑤地域中心地区

- ・高野口駅周辺及び隅田地区の商業地については、都市市街地地区を補完する地域中心地区として、日常の生活サービス施設等の確保に取り組みます。

⑥近隣商業地区

- ・近隣の日常購買施設が立地する商業地については、近隣商業地区として、日常生活サービスの提供や地域住民の憩いの場として取り組みます。

⑦住居系沿道サービス地区

- ・住宅施設を中心とする幹線道路沿道地区については、住居系沿道サービス地区として、住環境の保護を図りつつ、沿道サービス施設の適正な立地に取り組みます。

⑧工業系沿道サービス地区

- ・商工業施設を中心とする幹線道路沿道地区については、工業系沿道サービス地区として、沿道サービス施設の適正な立地に取り組みます。

⑨産業集積地区

- ・比較的大規模な工業地については、産業集積地区として、既存工場等の操業環境の維持・向上や企業誘致に取り組みます。

⑩住工共存地区

- ・工場と住宅・店舗等が混在する工業地については、住工共存地区として、職住近接の工業環境の形成に取り組みます。

⑪行政サービス集積地区

- ・老朽化が進む市役所の整備については、北別館、教育文化会館、市民会館なども含めてシビックゾーン※の再編、再整備を検討し、市民ニーズ、賑わい創出及び防災面を念頭に、建て替え、移転等も含め調査研究を進めます。

※シビックゾーン：本市では市役所、教育文化会館、市民会館、保健福祉センター等の公共公益施設が集積する地区をシビックゾーンと称している。

2) 市街地外

①農業・集落地区

- ・農業振興地域等においては、農地と一体となった農業・集落地区として、優良農地の保全や田園環境を魅力としたふれあいの場の創出とともに、集落地環境の維持・向上や遊休農地の解消等に取り組みます。

②レクリエーション地区

- ・橋本市運動公園、杉村公園、高野口公園、せせらぎ公園をはじめ、やどり温泉いやしの湯、紀望の里周辺、くにぎふれあいの里・隠れ谷池では、スポーツや健康増進の場、自然とのふ

れあいの場の充実に取り組みます。

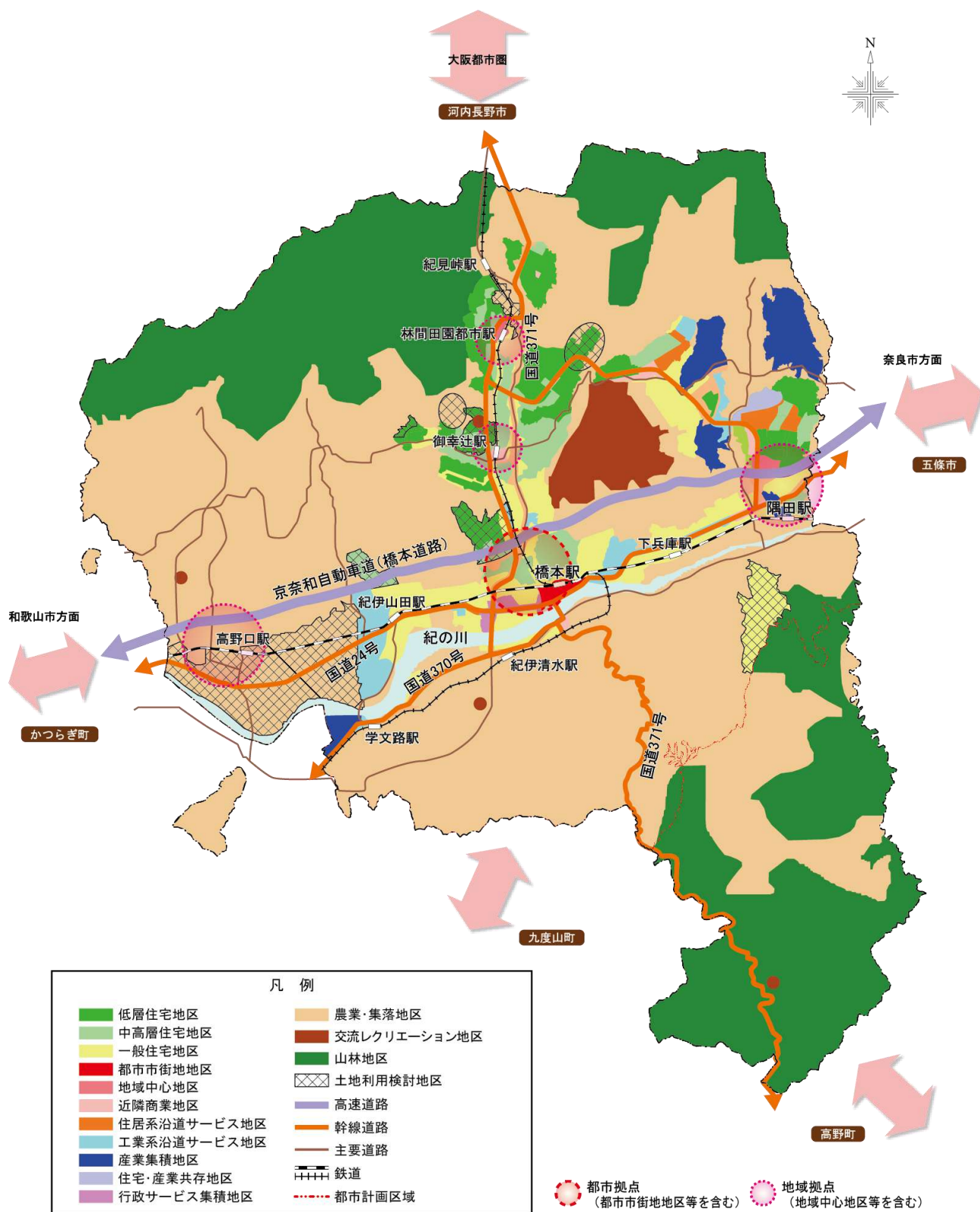
- ・紀の川については、紀の川・レクリエーション地区として、親水性豊かな憩いの場の確保について、市と関係者が協働で取り組みます。

③山林地区

- ・市街地背後に広がる豊かな山林については、山林地区として、豊かな自然環境の保全と活用を図るため、未管理山林の解消などに取り組みます。

3) 土地利用検討地区

- ・高野口地域は、用途地域や特定用途制限地域の指定について、調査・検討を行います。
- ・戸建て住宅地として計画されたものの、社会情勢の変化等により、開発が進んでいない残存未利用地を有する「橋本 IC 北部地区」、「みゆき台地区」等や、高齢化や空洞化が進み、空き家等の活用により、多様な世代の入居を促進する必要がある地区については、土地の有効利用を図るため、用途地域変更等の検討を行います。



土地利用の方針図

1-2 都市防災の方針

1) 総合的な防災行政の推進

- ・「橋本市地域防災計画」の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・事前防災、減災と迅速な復旧、復興も含めた総合的な取り組みである「橋本市国土強靱化地域計画」に基づき、強靱な地域づくりに取り組みます。
- ・災害発生時に指令・拠点機能を十分に発揮するため、市役所の建て替え、移転等を検討する際には十分な防災機能を有したものとなるよう取り組みます。

2) 治山・治水対策の充実

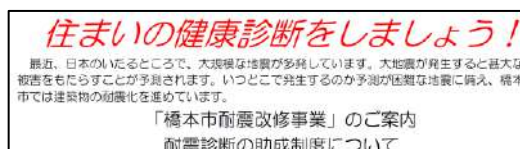
- ・浸水・冠水・土砂災害を防止するため、自然環境との調和に配慮しながら、紀の川など河川の総合的な治水対策をはじめ、用排水路の改修、ため池の保全・改修、砂防、治山事業等について、市が関係者の協力を得て取り組みます。
- ・森林、農地等は、水源のかん養などの多面的機能を有するとともに、環境を守り人のやすらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に取り組みます。
- ・土砂災害 防止対策として、県により土砂災害（特別）警戒区域として指定された際は、県に協力し、危険箇所を市民へ公表し、その周知に努めます。
- ・山間部における災害への対応とともに、森林資源の利活用に必要な林道の整備に取り組みます。
- ・浸水被害を未然に防止するため、準用河川（市管理）の危険個所の把握や改修の検討に取り組みます。



紀の川

3) 安全な市街地の形成

- ・災害に強い住環境を形成するため、木造住宅耐震診断事業及び住宅耐震改修事業等を活用し、耐震診断、耐震改修を促進します。
- ・主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路などの整備を図り、災害時における避難路の確保に取り組みます。
- ・土地利用や周辺環境を踏まえ、地権者や住民の防火意識の醸成を図りながら、橋本地域では、防火地域、準防火地域の指定を検討するとともに、高野口地域では、法第 22 条区域（燃えにくい建材を使用した屋根や外壁でなければならない区域）等の指定を検討します。
- ・建築確認時における防火指導や危険物施設等の指導などに取り組みます。
- ・事業者防災を強化するため、災害時の対応、早期復旧を図る「事業継続計画」の作成を促進するとともに、市と関係機関が連携した啓発・支援に取り組みます。



※防火地域及び準防火地域とは、市街地から火災の危険性を防ぐために定められる都市計画で、建築基準法と連動して建物の防火上の構造制限が行われます。

※法第 22 条区域とは、防火地域および準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要のある区域のこと

4) 避難・備蓄施設の設備の充実

- ・拠点避難所については、備蓄資機材の配備強化を図るとともに救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に取り組みます。
- ・災害など有事に際し、確かな情報を市民に発信するため、防災行政無線システムの見直しや情報通信技術など多様な伝達手段を活用し、市民一人ひとりに緊急情報が確実に届く仕組みづくりに取り組みます。
- ・災害用備蓄物資の拠点保管場所として、備蓄食糧や資機材を計画的に配備し、災害物資の充実を図るとともに、物資輸送拠点としての整備に取り組みます。
- ・消防車両や資機材、耐震性防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を徹底します。
- ・災害発生時に消防本部が機能不全とならないよう、消防庁舎の浸水対策を進めます。
- ・安全な避難路確保のために、道路に面するブロック塀について撤去などを推進します。

5) ライフラインの確保

- ・老朽化する施設については、「橋本市公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的な点検・調査及び改築・更新を実施するとともに、耐震化が必要なライフラインの耐震化に取り組みます。

6) 広域的な防災体制の充実

- ・効率的な消防体制の確立を図るため、広域消防の再編を検討していきます。
- ・災害時の医療体制については、地域災害拠点病院である市民病院を中心として近隣の医療機関と連携しながら、災害時の応急救護体制の整備に取り組みます。
- ・国や県、近隣市町村、自衛隊、NPO、ボランティアなどの応援受け入れ体制の整備を進めるとともに、国・県などと連携を密にします。



橋本市民病院（災害拠点病院）

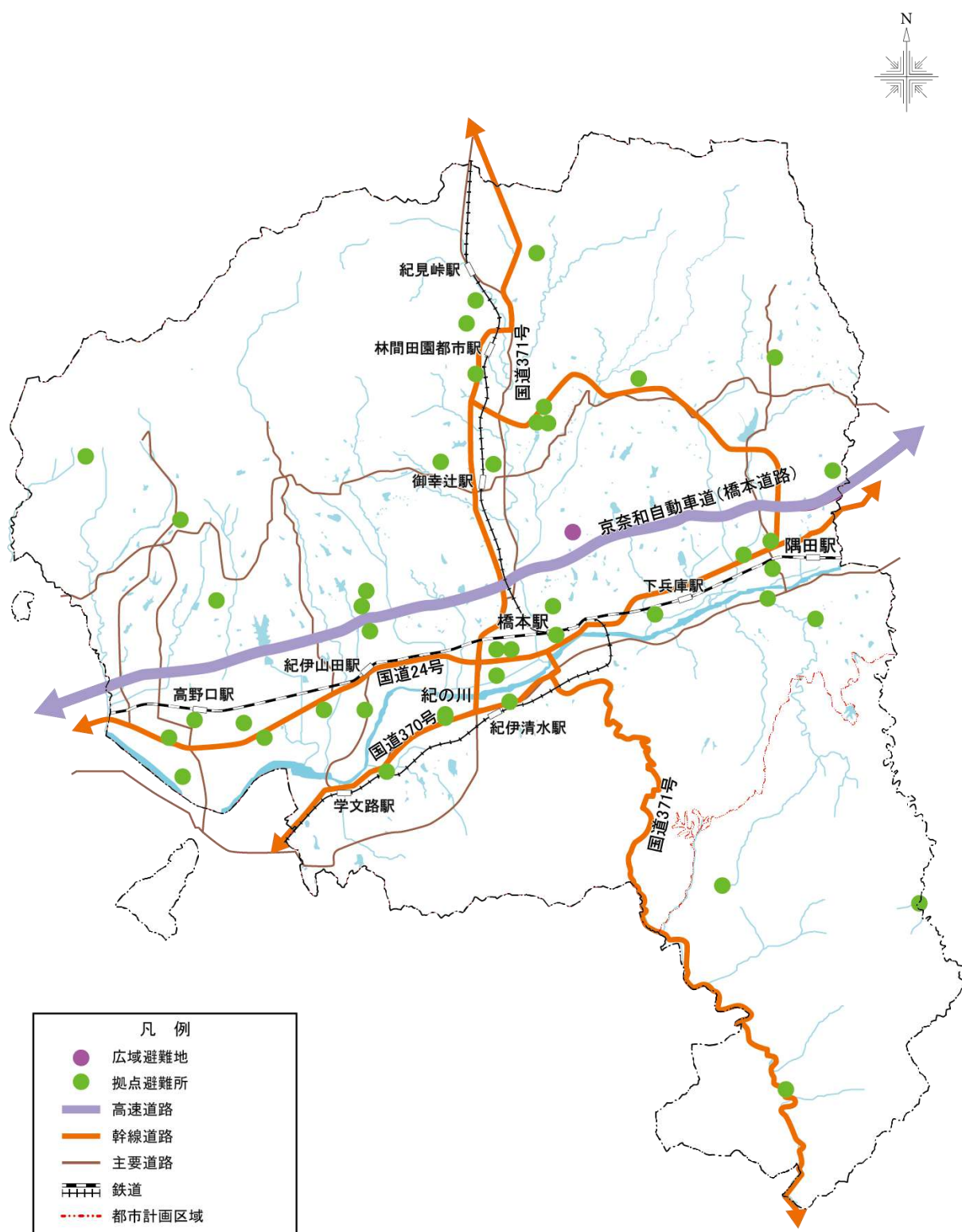
7) 地域防災・防犯活動の充実

- ・地域における防災体制の強化を図るため、防災情報の発信をはじめ、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に取り組みます。
- ・市民や事業所を対象として、応急手当指導及び普通救命講習を実施し、救急・救命に関する普及啓発に取り組みます。
- ・防火訓練や広報活動などを通じて、市民の防火意識の高揚に取り組みます。
- ・安全教育を推進するため、学校や地域における防犯・防災訓練について、市と関係者が協働で取り組みます。
- ・警察など関係機関と連携し、区・自治会など地域住民の協力を得ながら、地域の防犯意識の高揚を図るとともに、学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、防犯パトロー



消防訓練

ルの強化、防犯灯の充実、万一の場合の対処法の明確化などの安全対策に取り組めます。



都市防災の方針図

テーマ2.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する

中心市街地と道路・交通の基本的考え方

○都市拠点は、本市の中心となる拠点として、商業・業務機能等の都市機能と居住の誘導により人口密度を維持し、中心市街地の再生やシビックゾーンなどの整備により賑わいのある都市づくりを推進します。

○地域拠点は、都市拠点を補完する拠点として、都市機能や人口密度を維持し、日常の生活利便機能などの集積を進めることで、生活に必要な用事を住まいの近くで完結できる、便利で暮らしやすい都市づくりを推進します。

○都市拠点、地域拠点と周辺地域を結ぶ公共交通の維持・充実とともに、駐車場や駐輪場の維持管理の充実に努めます。

○ライドシェア（相乗り）や自動運転などの新たな交通システムの導入について、検討していきます。

○観光交流や物流効率などを高める広域幹線道路等の充実とともに、市民と協力しながら、安全・安心な生活道路の確保に取り組みます。

○インフラの安全性の向上と維持管理費の効率化を図り、持続可能なまちを作るため、インフラDXの活用に取り組みます。

○高齢社会や環境負荷の軽減などに対応するため、人や環境の視点に立った交通環境の整備とともに、定住化を促進するため、買い物や通院等に便利な公共交通サービスの維持・向上に取り組みます。



2-1 拠点市街地の方針

1) 拠点の位置付け

○都市拠点

- ・都市の中心として行政サービスや生活サービス施設などの都市機能と居住の集積を図るエリアを『都市拠点』として人口が比較的密集している、橋本駅周辺から市役所周辺の地区に配置します。

○地域拠点

- ・生活サービス機能の向上を図るエリアを『地域拠点』として、交通機能と住居等が集積している橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口・隅田の5 駅と京奈和自動車道各インターチェンジ周辺に配置します。

○環境調和型産業拠点

- ・周辺の環境と調和した産業の誘致を図るエリアを『環境調和型産業拠点』として、紀北橋本エコヒルズと新たな工業団地である「あやの台北部用地」に配置します。

2) 駅周辺における魅力ある商業地の形成

- ・都市拠点である橋本駅から市役所周辺の地区においては、民間施設等の誘導をはじめ、オープンスペースの活用などによって、居住と多様な都市機能の集積に取り組み、賑わいが生まれ、住みよい空間づくりを進めます。
- ・安全で快適な行政サービスを向上させるため、望ましいシビックゾーンのあり方の検討を進めます。
- ・地域拠点では、人口規模に応じて市街地をコンパクト化し、人口密度を維持・向上することにより、日常の生活サービス施設の確保に努めます。
- ・橋本駅や高野口駅周辺の市街地においては、歴史的遺産や紀の川・橋本川といった河川の存在をまちづくり資源として活用しながら、散策したくなるような個性と魅力のある都市づくりに取り組みます。



橋本駅前



林間田園都市駅周辺の商業地区

3) 大規模集客施設の適切な立地誘導

- ・大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境などへの影響を考慮して規制・誘導を図るとともに、「都市計画法」、「橋本市まちづくり条例」に基づき、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう指導を行います。
- ・住宅開発団地の生活サービス施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からサービスの維持を図るとともに、必要に応じて、多様な施設の立地を可能とするため用途地域の変更などを行い、整備に取り組みます。

4) 企業立地の促進

- ・環境調和型産業拠点では、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の早期完売に向け、積極的に企業訪問を行い、本市立地環境、奨励金制度等のPRを推進します。その他大規模未利用地についても、社会情勢に応じた土地利用を検討しつつ、企業誘致を推進し企業立地の誘導などに取り組みます。
- ・地場産業の振興を図るため、後継者の育成や、体験・学習メニューの開発・実施に取り組みます。



あやの台北部用地の完成イメージ

2-2 道路・交通の方針

(1) 道路の方針

1) 総合的な道路ネットワークの形成

- 交通渋滞の緩和や防災機能の充実など、安全性と快適性の確保に十分留意しつつ、京奈和自動車道の側道と結節する市内幹線道路の充実や、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークの形成に取り組みます。

2) 広域幹線道路等の整備

- 京奈和自動車道、大阪橋本道路（新紀見トンネル）、その他国道及び地域幹線道路である県道等の改良等を関係機関に要望するとともに、幹線道路の沿道利用に取り組みます。
- やどり温泉いやしの湯へのアクセス道路である国道 371 号等については、改修、拡幅を関係機関に要望していきます。



京奈和自動車道（橋本道路）

3) 市内幹線道路の整備

- 市内交通の円滑化を図るため、西部幹線道路、山内恋野線、二見御幸辻停車場線の整備を関係機関に要望するとともに、小峰台垂井線、山内垂井線等の整備を市が関係者の協力を得て取り組みます。

4) 都市計画道路の整備と適切な見直し

- 市内交通の円滑化と沿道土地利用の有効活用を図るため、都市計画道路の計画的な整備を図るとともに、長期末着手路線については、その必要性や実現性等を総合的に評価した上で適正な見直し、整備を行います。

5) 身近な生活道路の充実

- 安全で快適な生活道路を確保するため、地権者や地域住民の協力を得ながら、狭あいな道路や行き止まり道路等の安全対策に取り組みます。

6) 人や車にやさしい快適な道づくり

- 橋本駅周辺地区においては、歩道のバリアフリー化に取り組みます。
- 安全な道路環境を確保するため、幹線道路における歩道整備とともに、通学路や危険箇所などにおけるガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を計画的に進めます。
- 歩行や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成に取り組みます。



国道 24 号

- ・通過車両や観光客の利用に対応して、わかりやすい案内誘導板の設置に取り組みます。

7) 道路管理の充実

- ・橋本市内駅周辺の駐車場及び駐輪場については、適切な管理によって、通勤通学に利用する市民の利便性の向上並びに道路交通の円滑化に取り組みます。
- ・安全な道づくりを進めるため、地域からの通報や橋本市公式LINEを利用した道路・公園施設の破損等情報提供システムを活用し、関係機関と連携し危険箇所の改良などに取り組みます。
- ・持続可能なまちづくりのため、「橋梁の長寿命化修繕計画」の策定に基づき、計画的な修繕を進め、架け替えコストの縮減に取り組みます。
- ・道路への美化意識の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度※への団体参加について、市と関係者が協働で取り組みます。

※アダプト制度：公園や道路を養子にみ立て、市民が里親となってボランティアによる美化・清掃活動を行い、行政がこれを支援する制度。

(2) 公共交通の方針

1) 鉄道交通の充実

- ・JR 和歌山線及び南海高野線の増便や輸送力の増強、鉄道間における乗り継ぎの利便性の向上を関係機関に要望します。また、効果的な鉄道利用の促進策を検討します。



南海高野線

2) 駅前広場の整備

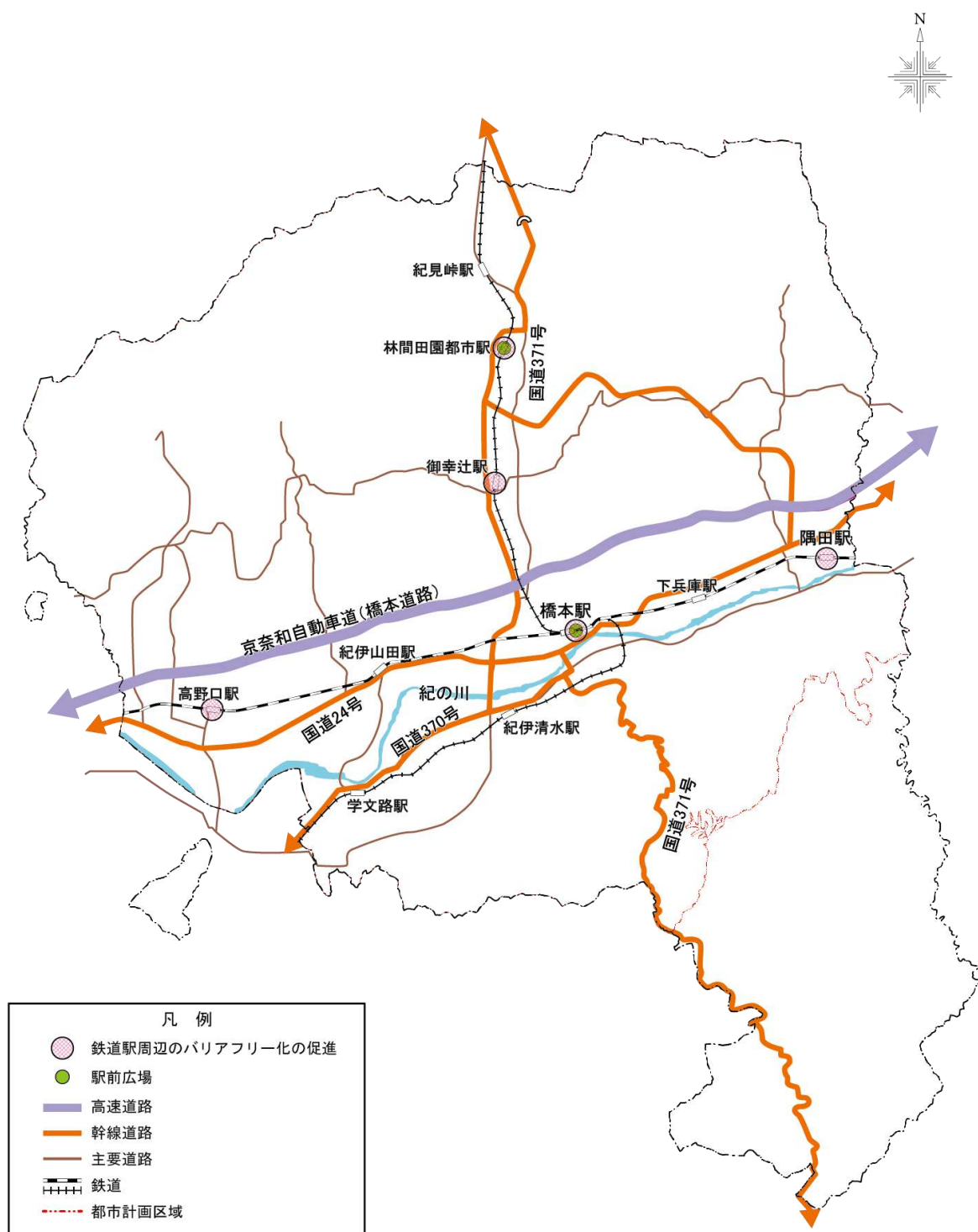
- ・もっと便利に利用者が乗り換えできるよう、鉄道駅における各種交通機関との結節機能を強化するため、橋本駅、林間田園都市駅前広場の整備を検討します。

3) バス交通の充実

- ・「地域公共交通計画」に基づき、事業者に対し、引き続き全路線の低床バス化、バス停の改善、鉄道との乗り継ぎの利便性の向上等を要望するとともに、国・県に対しても不採算路線への補助を要望します。
- ・高齢者をはじめとする交通弱者の方にとって、重要な交通手段でもある公共交通を市と市民が一丸となって残すため、「持続可能で住みやすいまちづくりの基礎となる“愛される”公共交通へ」を合言葉に、市民のバス利用を促進します。
- ・橋本市コミュニティバス・デマンドタクシーの安定した運営を図るため、地域のニーズにあわせた運用や利用促進の周知・啓発等に取り組みます。
- ・地域公共交通において、高齢社会や近年のデジタル化による技術革新に対応した運営形態について引き続き検討します。



橋本市コミュニティバス



道路・交通の方針図

テーマ3.便利で快適な住環境を形成する

住環境形成の基本的考え方

- 定住化の促進と若い世代の移住を促進するため、良好な住環境の維持・向上とともに、住宅・宅地の供給や空き家等の利活用、郊外型住宅団地の再生、市営住宅の適切な維持管理などに取り組みます。
- 幅広い世代の居住を促進するため、高齢者施設や教育施設、生涯学習施設等の充実に取り組みます。
- 住宅の役割が変化していく中で、ライフスタイルや働き方の多様化や市民ニーズに合わせた用途地域の変更や空き家・空き地の利活用などを、地域の特性に応じて柔軟に検討していきます。
- 自然の生態系に配慮しながら、人と自然が共生し、人々が心地よく暮らすことができる都市環境を形成するため、都市公園、河川・水路や歴史街道等を結ぶ水と緑のネットワークづくりに取り組みます。
- 自然とのふれあいの場として、ハイキングコースやバードウォッチングを楽しむことができる環境の確保とともに、紀の川をはじめ、その支流である橋本川等の河川やため池などについて、市民のやすらぎや憩いの場としての活用に取り組みます。
- 良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、地理的条件や事業の投資効果等を検討し、各污水处理方式（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）の特性を踏まえた、持続可能な污水处理事業を進めていきます。下水道区域から除外した区域については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発・促進に努めます。
- 情報通信技術（ICT）の活用等により、下水道管理・経営の効率化を推進します。



3-1 住宅地の方針

1) 良好な住環境の形成

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民等と協力しながら、「橋本市まちづくり条例」などを活用し、道路の美装化や生活道路の改善、狭小宅地の防止などに取り組みます。
- ・地場産業、工業団地などに隣接する区域については、地元で住みながら働くことができる職住近接のまちづくりを推進するため、用途地域内にあっては特別用途地区※、用途地域外にあっては地区計画※等により、住環境への影響に配慮しながら、住工共存型の土地利用を展開します。



美装化された道路

※特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など特別な目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完する地区。

※地区計画は、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。

- ・高野口地域においては、土地利用や建築活動を計画的に規制・誘導し、暮らしやすさとモノづくり、賑わいのある地域を創出するため、地域の実情や意向を踏まえながら、特定用途制限地域等の指定検討を進めます。
- ・高齢者、障がい者等の居住の安全性及び介護しやすい環境を確保するため、住宅のバリアフリー化の促進や改修工事等に係る支援を行います。

2) 郊外型住宅団地の再生

- ・居住者の高齢化が進む郊外の住宅開発地区等では、用途地域の見直し、空き家等の利活用、橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金等を活用し、地域の新陳代謝を促すことで、若い世代の居住を促進します。
- ・開発事業者に対し要請や指導を行う一方、社会情勢の変化に即した様々な提案や要望の受け入れなど、開発事業者と連携を深めながら、住宅開発地区における造成済宅地への入居促進に取り組みます。
- ・住宅団地内の生活サービス地区では、用途地域の見直しなど、緩やかな規制と誘導により、生活サービス施設の維持・誘導に努めます。



緑豊かな城山台の街並み

3) 良好な住宅・宅地の供給

- ・新たな住宅開発等については、「橋本市まちづくり条例」等を活用し、必要に応じて、まちづくりに関する方針及び計画を定め、良好な住宅・宅地の供給促進に取り組みます。
- ・地域拠点周辺においては、コンパクトな都市づくりを推進するため、空き家等の利活用により、生活サービス施設等の誘導を進め、交通の利便性の高い暮らしやすい住環境の形成に取り組みます。
- ・定住人口を確保するため、中古住宅の流通促進等により、安全な住宅を円滑に取得できるよう、空家バンク制度の活用や開発事業者等と連携した相談体制づくりに取り組むとともに、コミュニティやテレワークの場としての活用を促進します。
- ・旧街道筋等の空き家等については、街並みの改善と一体となった良好な住環境を形成するとともに、地域団体等との連携により多様な利用を促進します。



橋本市の街並み

4) 市営住宅の適切な管理

- ・市営住宅については、「橋本市市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と適切な維持管理に取り組みます。

3-2 水と緑の方針

(1) 公園・緑地の方針

1) 自然環境の保全・活用

- ・金剛生駒紀泉国定公園など、法や条例等に定められた山並みや里山などについては、「ダイヤモンドトレール活性化実行委員会」等と連携し、緑豊かな自然環境の保全・活用に取り組みます。

2) 公園・緑地の充実

- ・市街地においては、まちなかの憩いの場として、オープンスペース等を活用しポケットパーク等の整備や適切な維持管理に取り組みます。
- ・杉村公園、高野口公園、橋本市運動公園、住吉運動公園等については、公募設置管理制度（Park-PFI）※の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かし、人々が集まりたくなる魅力ある公園づくりを検討します。
- ・人口減少などに伴い必要性が低下した公園や長期末整備の公園等については見直しを行い、必要性の高い公園について整備を検討します。



杉村公園

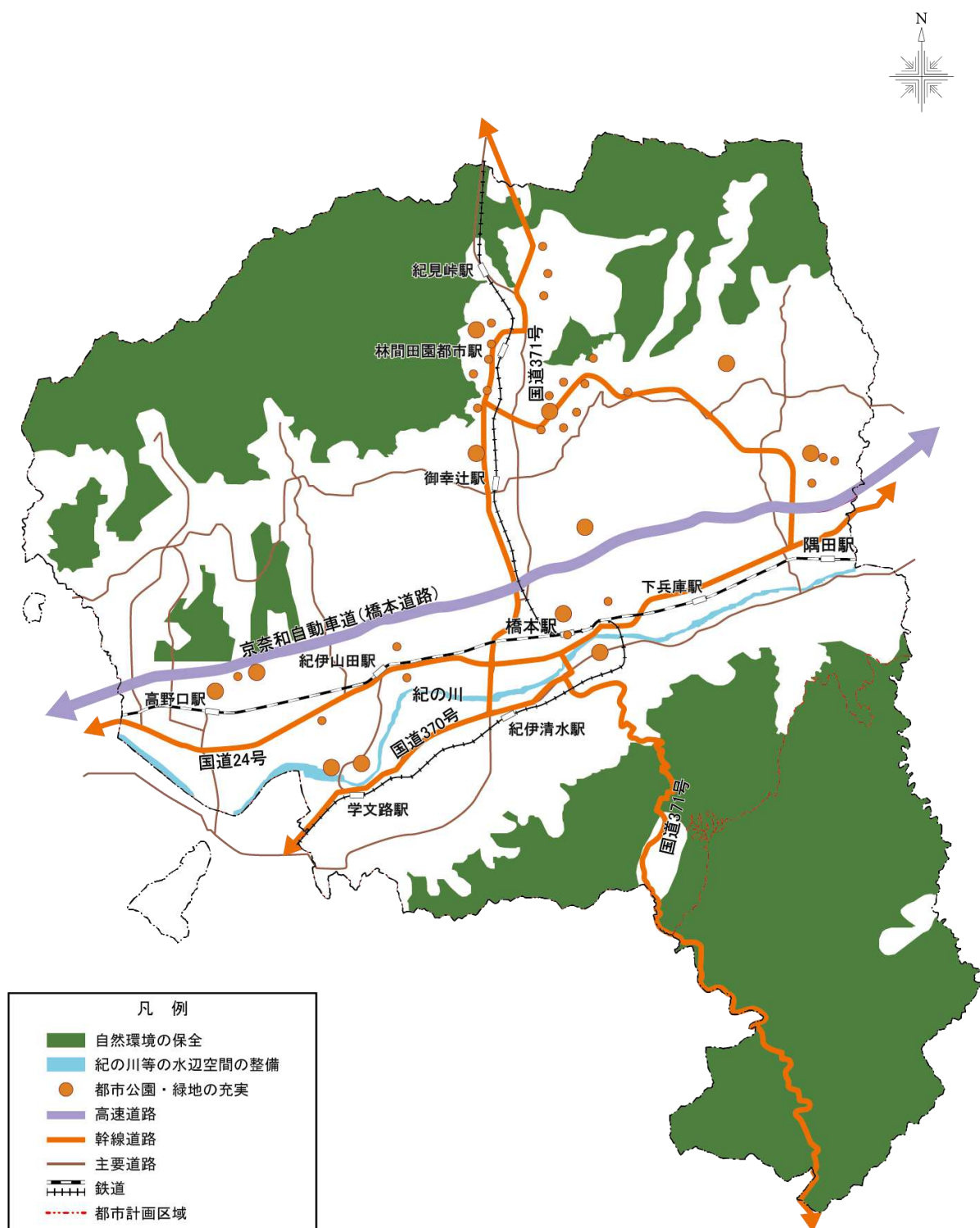
※公募設置管理制度：民間活力による新たな都市公園の整備手法であり、公園の再生・活性化を推進するもの。

3) 公園・緑地の適切な維持管理

- ・既存の公園・緑地については、子どもや高齢者等が安全に楽しく遊べるよう遊具等の施設の適切な管理を行うとともに、防犯に配慮した施設や植栽の配置に配慮します。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度への団体登録の促進とともに、地域住民の合意形成が図られた地区については、利用しやすい公園への改善、整備を検討します。

4) 緑化の推進

- ・花と緑のリサイクル事業や緑の基金事業を活用し、歩いて出かけたり、くつろぎたくなるような花と緑豊かな美しい都市づくりを進めるため、行政、市民、企業が連携して緑化の推進に取り組みます。



水と緑の方針図

（２）上水道の方針

- ・「橋本市水道ビジョン 2027」に基づき、安心しておいしく飲める水を供給していくため、浄水場や配水池、管路など老朽化した施設の計画的な更新や耐震化、水道水の質的向上に取り組めます。
- ・人口減少などによる有収水量の減少を見据え、施設規模の最適化に取り組めます。

（３）下水道の方針

１）公共下水道（汚水）

- ・整備済の地域に対しては、公共下水道への接続を促進するとともに、施設の老朽化対策として「橋本市下水道施設ストックマネジメント計画※」に基づく点検調査を行い、施設の適正な維持管理・更新に努めます。
- ・農業集落排水施設を公共下水道へ統合させるなど、広域化・共同化の観点から効率的な管理運営を進めていきます。

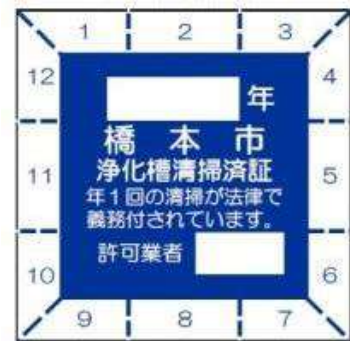
※下水道施設ストックマネジメント計画：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

２）公共下水道（雨水）

- ・施設の老朽化対策として効率的な維持管理を進めるため、ストックマネジメントの実施に努めます。

３）その他

- ・農業集落排水施設の処理区域では、施設の適正な維持管理・更新に努めます。
- ・公共下水道・農業集落排水施設の処理区域以外では、個人による合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理の必要性について周知・啓発に努めます。



浄化槽清掃済証

（４）河川の方針

１）治水対策とあわせた親水空間の確保

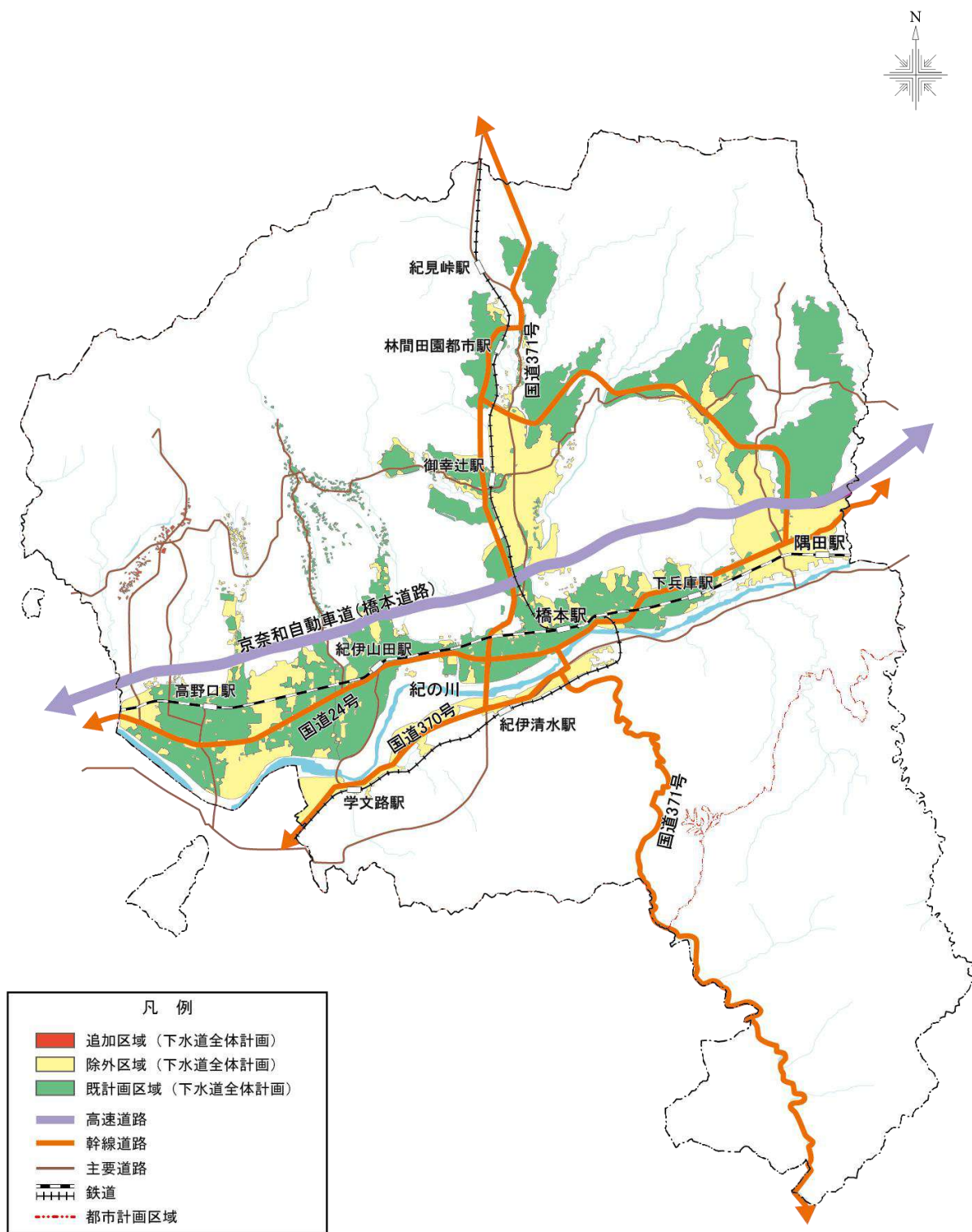
- ・小田井狭窄部の治水対策とあわせて、水辺に親しむ場の確保を国に要望していくとともに、紀の川とその支流においても、治水対策とあわせて、安全で親しみのもてる水辺環境の形成に取り組めます。



紀の川沿いの橋本1号公園

2) 河川の水質保全と美化

- ・紀の川をはじめとした美しい河川を未来に継承していくため、近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組めます。



下水道の方針図

3-3 その他公共施設の方針

1) 公共施設のバリアフリー化

- ・高齢者や障がい者などが安全・安心に暮らせ、気軽に外出できる都市づくりを進めるため、必要に応じて公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。

2) 教育・保育施設の充実

- ・地域全体で子育てを支援する体制づくりとともに、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、認定こども園（幼保一元化施設）の整備に取り組みます。
- ・住宅地開発などの土地利用活用動向を踏まえ、義務教育施設の充実や老朽化などに伴う施設を計画的に改修するとともに、将来人口の推計による児童・生徒数の減少とデジタル化などの技術革新も含めた教育条件の改善を踏まえ、施設の再編による適正な配置、整備を検討し、取り組みます。
- ・通学路交通安全プログラムに基づき、児童、生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取り組みます。



市役所玄関のスロープ

3) 生涯学習施設の充実

- ・橋本市の歴史・文化・自然を知り、後世に伝える施設である「郷土資料館」と「あさもよし歴史館」は老朽化が著しいため、紀見地区公民館と統合し新設します。
- ・文化機能をあわせ持つ「市民会館」と「産業文化会館」の機能統合化を検討します。
- ・子ども館・児童館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、適切な対応を進めていきます。
- ・地域住民の学習と交流の場や、地域づくりの活動拠点である地区公民館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の建て替えや長寿命化について、計画的に取り組みます。
- ・図書館については、生涯学習を支える情報の拠点として、更に賑わい創出の拠点として、建て替え、移転等も含めた調査・研究を進めます。

4) シビックゾーンの充実

- ・市役所庁舎の建て替え、移転等については、周辺の公共施設等の更新とあわせて、防災対策や地球温暖化対策などにより、持続可能な都市づくりの中心となるゾーンとするための調査・研究を進めつつ基金の積立を行います。



市役所周辺のシビックゾーン

5) 土地・建物の有効活用

- ・土地の有効かつ円滑な利用や土地の権利関係の明確化を図るため、地籍調査に取り組みます。
- ・橋本周辺広域ごみ処理場周辺について、地元や関係機関等と協議を行いながら、効率的、効果的な利活用に取り組みます。

- ・ 公共施設の跡地利用について、民間活力の導入も視野に入れながら、地域交流など地域活性化への活用を検討します。



テーマ4.魅力ある文化的な都市環境を確保する

都市環境等の保全と活用の基本的考え方

○自然や歴史性豊かな地域環境を未来に渡って守り育てるため、森林、農地や歴史的資源の保全と活用とともに、市民等と協力しながら、これら地域資源を活かした観光まちづくりに取り組みます。

○景観形成を先導する道路・橋梁を含めた公共建築物や、公共公益施設が集積する市役所周辺においては、今後のシビックゾーンのあり方を踏まえて、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮します。

○森林、農地、河川など良好な自然景観の保全・活用とともに、橋本市運動公園や杉村公園などの緑の拠点※においては、市民等が集い賑わう、憩いの中心的な拠点として緑豊かな景観の維持・向上に取り組みます。

○循環型・省エネルギーなど環境負荷の低減に取り組みます。



※緑の拠点：市域における緑のオープンスペースの核となり、レクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能を総合的に発揮する場所のこと。

4-1 地域環境の保全と活用の方針

1) 森林資源の保全・活用

- ・林道整備や機械化による低コスト森林を推進することで、橋本市の誇る豊かな資源を維持しながら、森林の有する国土保全や水源かん養などの公益的機能の高度発揮に取り組みます。
- ・森林を市民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「森林環境譲与税」、「紀の国森づくり基金」を活用し、森林環境の保全をはじめ、森林の重要性の普及・啓発、林業体験、森林とのふれあいの場の創出などに取り組みます。



三石山

2) 農地の保全と活用

- ・本市を代表する重要な地域産業でもあり、全国的なブランド果実でもある柿や高野山麓精進野菜などの生産性を高め、橋本市で農業に携わりながら暮らせる人を増やすため、「橋本市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地や樹園地等の保全・活用、ほ場整備や小規模土地改良事業等の活用により、遊休農地の解消に取り組みます。
- ・鳥獣被害を防止するため、防護柵等への設置支援に取り組みます。
- ・橋本市の誇る農地を” ゆとり ” や ” やすらぎ ” の場として親しんでもらえるよう、農地環境

の整備、維持・向上に取り組めます。さらに、市民農園制度のPRを行い、実際に農業に触れることができる機会を提供します。

- ・芋谷の棚田等を通じた都市農村交流により、収穫体験としての農園紹介、「はたごんぼ」を活用し、観光農業の振興に取り組めます。
- ・快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持管理などについて、市と関係者が協働で取り組めます。



芋谷の棚田

3) 歴史的資源の保存と活用

- ・応其上人によって発展した都市づくりの歴史をはじめ、紀州へら竿（経済産業省指定伝統的工芸品）やパイル織物等を市民に周知することで地域に対する愛着と誇りを育むとともに、こうした歴史・文化を活かした個性豊かな都市づくりに取り組めます。
- ・嵯峨谷の神踊りや隅田八幡神社の秋祭などの県指定無形文化財を含め、隅田八幡神社所蔵の「人物画像鏡」（国宝）、利生護国寺本堂、高野口小学校校舎など、本市の貴重な歴史的資源について保護・保存や活用を図るとともに、その周知に取り組み次の世代に受け継いでいきます。
- ・恋し野の里や清水の街並みなどの散策コースなどについては、必要な改修や適切な維持管理を行うことで、歴史と文化の香りを感じながら、散歩することができるような都市づくりに取り組めます。

4) 世界遺産 高野参詣道「黒河道」の保全と活用の推進

- ・和歌山県景観計画に基づく特定景観形成地域に指定されている「黒河道」の保全と整備とともに、周辺の良い景観の維持・向上に努めます。また、「黒河道」を知り、利用するための情報発信の充実に取り組めます。



5) 交流レクリエーション拠点の充実

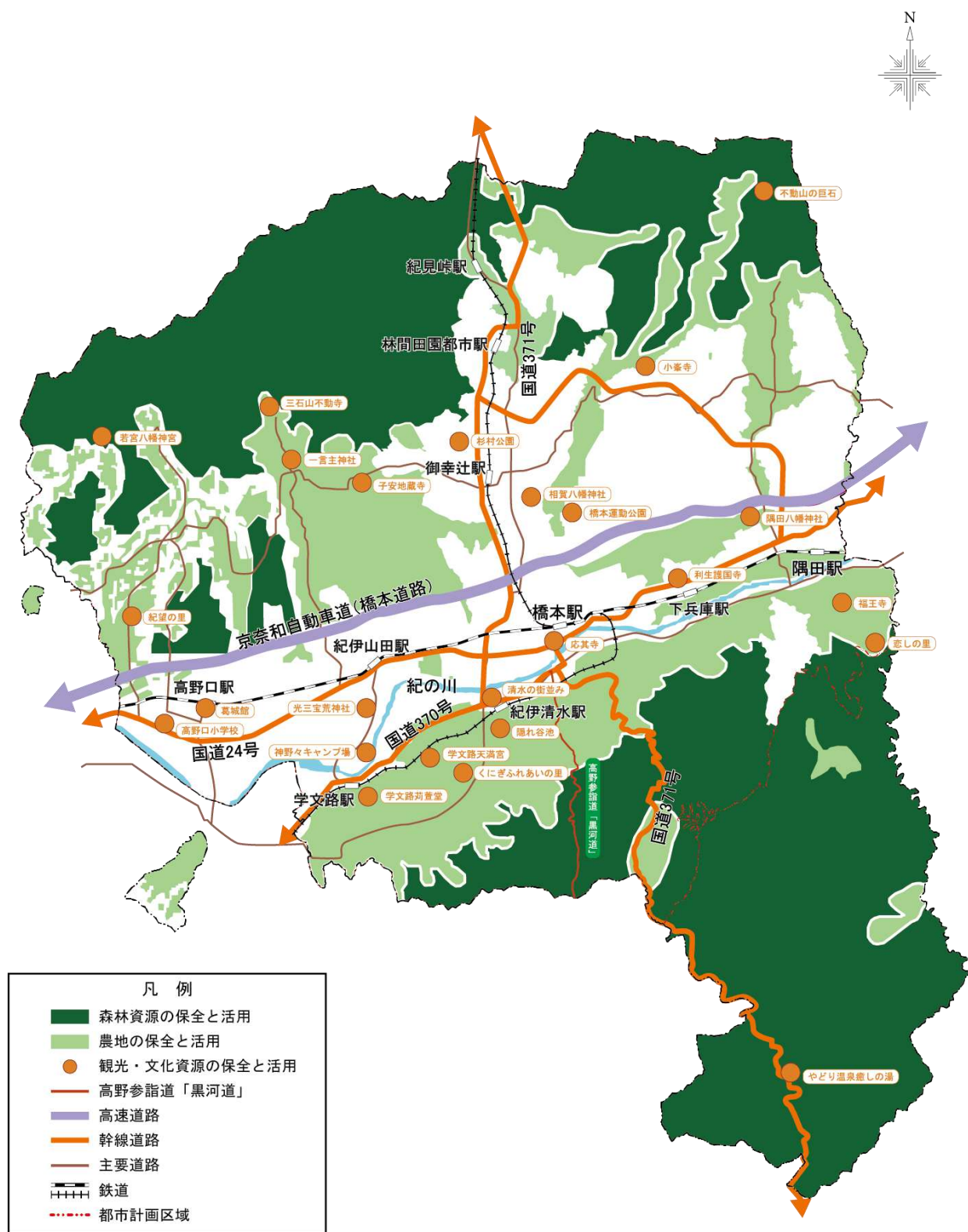
- ・交流レクリエーション拠点であり、緑の拠点でもある杉村公園及びその周辺は、幹線道路に面しアクセス性が良好であることから、賑わいをより高める拠点となれるよう、交流施設や余暇活動の場となる施設の維持管理の充実を検討し、必要に応じて用途地域の見直しを行います。
- ・交流レクリエーション拠点である紀望の里周辺については、市外も含めた広い地域から訪れてもらえるよう、交通の利便性や周辺施設の特性、自然に囲まれた豊かな環境等の活用に取り組めます。

6) 観光まちづくりの推進

- 世界遺産 高野参詣道「黒河道」や日本遺産「葛城修験」等と、橋本市運動公園や杉村公園、神野々キャンプ場、ゴルフ場など既存のレクリエーション施設や、ハイキングコースなどの観光資源を活用した体験型観光を DMO（観光地域づくり法人）と連携しながら、テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを検討します。
- 自然を活かした体験学習の場づくりを進めるため、交流レクリエーション拠点である「橋本市運動公園」、「杉村公園」、「やどり温泉いやしの湯」、「紀望の里」、及び「くにぎふれあいの里・隠れ谷池」における施設の充実に取り組みます。
- いつ訪れても本市の歴史にふれることができる魅力的なまちづくりを進めるため、隅田八幡神社、利生護国寺、葛城館、高野口小学校などの歴史的建造物等の保存・継承とともに、豊富な歴史的資源や伝統行事等の情報発信を行います。
- 駅前や商店街等では、空き家・空き店舗の利活用も含めてにぎわいの創出や観光まちづくりに努めます
- 本市は高野山への通り道でもあることから、高野山の有する観光ポテンシャルと有効に連携することで観光客の市内への誘導を図ります。
- インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示や ホームページ、フリー Wi Fi など環境の整備を推進するとともに、宿泊施設（民泊）など受入れ促進に向けた取組を支援します。



神野々緑地 オートキャンプ場



地域環境の保全と活用の方針図

4-2 都市景観の方針

1) 景観法の活用

- ・本市の美しい良好な景観を守り育て、次世代へ受け継いでいくために、地域の特性に応じたきめ細かい施策を可能とする、景観法に基づく景観行政団体の指定と景観計画の策定について、市民の意向も踏まえ、検討を行います。

2) 自然的景観の保全

- ・地域活性化につながる景観づくりに取り組むため、河南地区の斜面に広がる柿など、果樹園が四季折々の豊かな彩りをみせる地域固有の景観を守り育てるとともに、地区を通るフルーツラインと拠点であるくにぎふれあいの里の活用に取り組みます。
- ・本市の気候風土により培われた果樹園などの農地については、地域固有の景観を形成していることから、田園景観の維持・向上に取り組みます。
- ・農業者の高齢化等により増加している耕作放棄地や休耕田について、市民等のボランティア活動等による花と緑のリサイクル事業等を通じて、コスモスなどのフラワーベルト化や市民農園などに活用します。



コスモス畑

3) 歴史的景観の保全・整備

- ・所有者の意向等を踏まえつつ、歴史的街並みや歴史的建造物を活用し、日々の暮らしの中に歴史的街並みが溶け込む景観の保全と創造に向けた検討を進めます。
- ・歴史とふれあえる環境づくりを進めるため、地域や関係課と連携し、伊勢（大和）街道や高野街道などの歴史街道の保全や景観整備に取り組みます。
- ・日本遺産「葛城修験」の構成文化財に認定された不動山の巨石については、本市の緑の拠点でもあることから、観光資源としての活用を図るとともに、隅田八幡神社、飛び越え石などは、自然と歴史を感じられる歴史拠点として、観光客などが訪れ楽しめるように、市民・企業・行政が協働して、景観の保全に取り組みます。



不動山の巨石（日本遺産）

4) 都市的景観の形成

- ・橋本駅や林間田園都市駅周辺においては、賑わいと魅力ある都市景観の創出に取り組みます。
- ・景観に与える影響が大きい大規模建築物や工業団地等の大規模開発をはじめ、国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、良好な景観を形成するため、「和歌山県景観条例」等に基づき、適切な指導、助言を行います。
- ・公共公益施設の集積を図るシビックゾーンについては、基本構想作成にあわせて人々が集い憩いの場となるような景観の形成に取り組みます。
- ・著しく劣悪な景観により生活環境が阻害されることを防止するため、「和歌山県景観支障防止

条例」等を活用し、市民との協働により景観の維持・向上に取り組みます。

- ・「和歌山県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の秩序ある規制・誘導とともに、違反広告物の撤去を進めます。

5) 市民主体の景観づくり

- ・地域の個性と魅力のある都市づくりを進めるため、「橋本市まちづくり条例」や「地区計画」等を活用しつつ、行政・市民・企業が相互に協議を重ねながら景観づくりに取り組みます。
- ・区・自治会などで取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や市内の未利用地等を活用し、花と緑がいっぱいの住んでいて気持ちの良い美しい都市づくりを促進します。

4-3 環境保全の方針

1) 環境への負荷の少ないまちづくりの推進

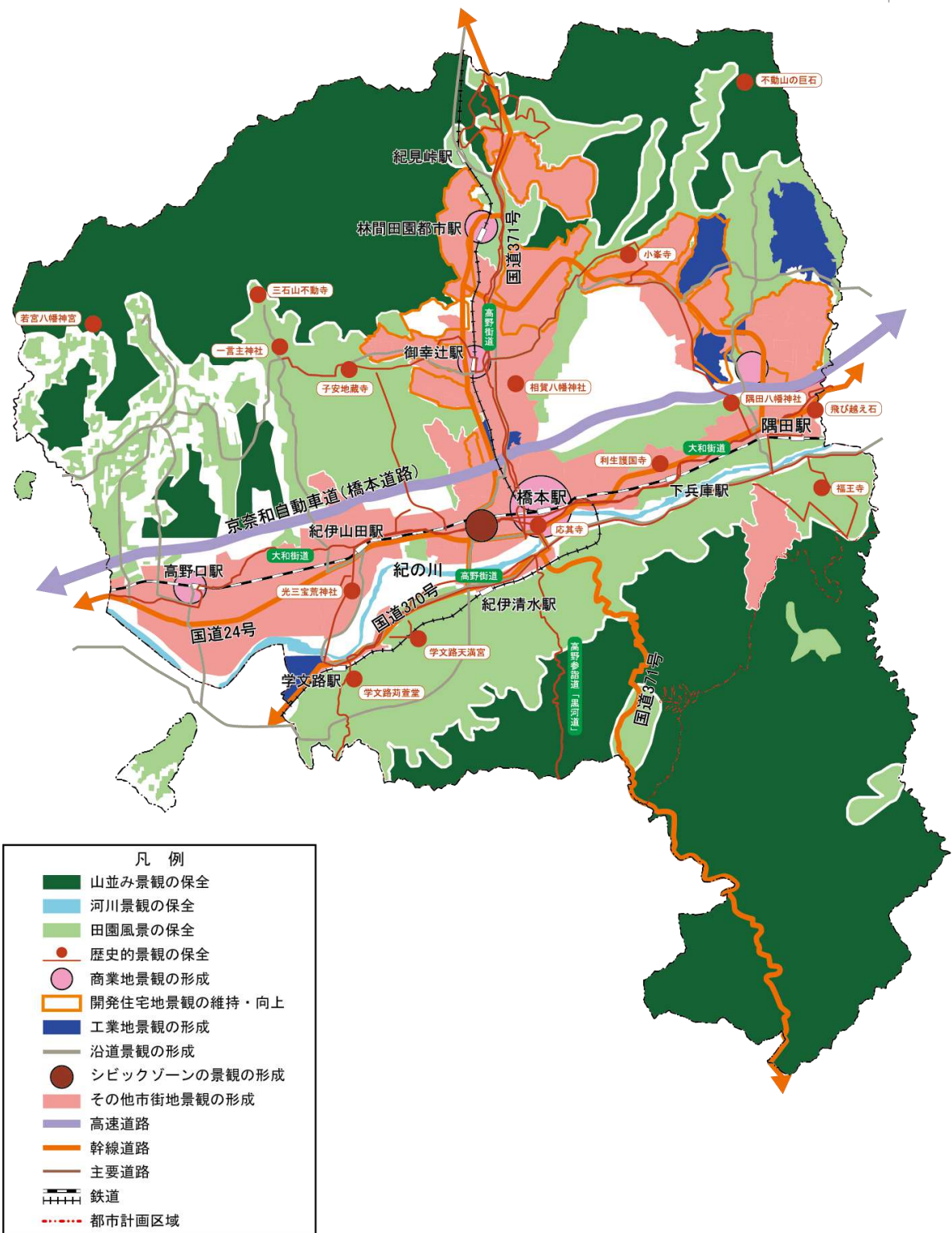
- ・太陽光発電など公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、周辺の住環境や地球環境にやさしく、次代に美しい自然を残せる都市づくりの周知・啓発に取り組みます。

2) 環境意識の啓発と環境美化の推進

- ・美しいまちの環境を保全・育成するため、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・「橋本市環境保全条例」に基づき、環境に対する意識をさらに深めていくため、環境保全意識の醸成に取り組みます。
- ・美しいまちの環境を守るため、廃棄物の不法投棄防止など監視体制の充実に取り組みます。
- ・循環型社会の実現とあわせて美しい都市づくりを形成していくため、生ごみから堆肥をつくり、花や野菜の栽培に利用する花と緑のリサイクル事業に取り組みます。
- ・資源循環型や低炭素型社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進するとともに、田原川の一斉清掃やラブリバー・クリーン大作戦等への活動について、関係者と市が協働で取り組みます。
- ・小学校などへの出前講座等とともに、SDGsに基づき、環境教育の充実に取り組みます。



ラブリバー・クリーン大作戦



都市景観の方針図

第4章 都市づくりの進め方

本章では、協働・共創の都市づくりに向けて、その考え方や取り組み、都市づくりの実践事例とともに、計画の進行管理と見直しの考え方についてまとめています。

1 協働・共創の都市づくり

P60

2 協働・共創の取り組み

P61

3 都市づくりの実践

P64

4 計画の進行管理と適切な見直し

P66

第4章 まちづくりの進め方

1 協働・共創のまちづくり

(1) 行政の基本姿勢と役割

近年の市民意識の向上や社会情勢、技術の革新は急速に進んでいる一方、人口減少社会において、将来を確実に見通すことは難しいことから、その変化と都市のあり方を調査、検討し、用途地域や都市施設等の計画などについて、不断に必要な見直しを行い実施することが益々重要になっています。

そのため、土地利用に関する都市計画制度の適切な見直しを進めるとともに、道路等の都市施設などについても、必要な整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画決定された都市計画施設や市街地開発事業の見直しを検討します。

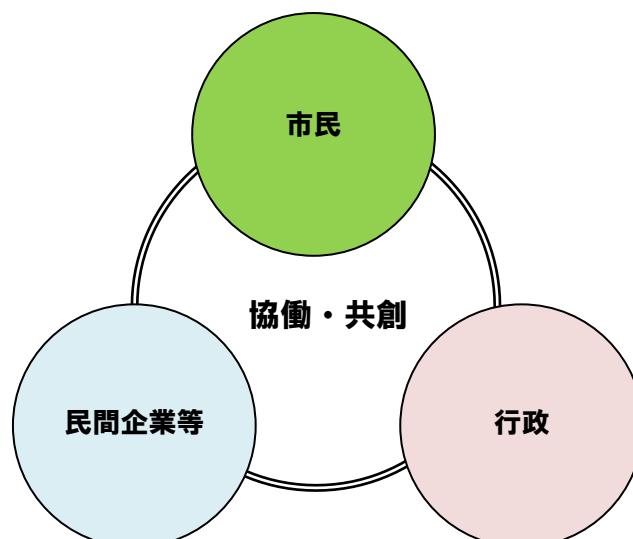
また、具体的な事業については、第2次橋本市長期総合計画と連携した評価により、見直しを行うとともに、都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョンの実現を目指した都市づくりを推進します。

(2) 協働・共創のまちづくり

社会経済の発展に伴い、都市づくりに対する市民ニーズが高度化、多様化してきています。一方、将来の行財政事情を考えると、都市計画マスタープランに基づく都市づくりを推進するためには、行政は市外部に都市づくりの取組を発信し、投資を促すとともに、市民が住み活動する地域の都市計画等の情報を周知し、市民自らが地域の維持管理や活性化に主体的に取り組んでいくことも求められます。

このため、広報はしもとやインターネット等を通じて、市や地域の情報を市民にわかりやすく伝えるなど、都市計画情報等の周知に努めます。また、自主的な地域のまちづくり活動を支援し、育てていくため、各種分野について誰もが学べる機会や都市づくりを検討する機会などを、今後も提供していきます。

また、民間企業のノウハウ等を活用するとともに、近隣市町との連携による公共施設等の有効活用や観光の振興等を効率的、効果的に推進します。



2 協働・共創の取り組み

(1) 参画と提案の促進

① まちづくり情報の発信

市民参画には、行政による十分な情報提供が必要であり、広報紙をはじめ、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を活用し、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、まちづくり情報のオープンデータ化を推進します。

○橋本マップ（都市計画情報の発信）

市の公共施設や防災情報、都市計画情報など公共性の高い地理情報を配信しています。パソコンやスマートフォンからもご覧いただけます。

地図情報の閲覧や、都市計画基本図（地形図）をダウンロードすることが可能です。



橋本マップ (<https://www2.wagmap.jp/hashimoto/Portal>)

② 参画の場・機会の提供

タウンミーティング、ワークショップ、まちづくりに関する各種委員会など、様々な機会を通じて、地域のニーズや課題等について市民の意見を幅広く把握し、計画や取組内容に反映します。

都市計画決定・変更にあたっては、内容やスケジュールなどについて、わかりやすさ、透明性に配慮し、広く周知するとともに、パブリックコメント等を通じて、市民意向の反映に努めます。

○市民が参画する機会の提供

都市計画マスタープランに位置づけたテーマごとの施策・事業は、短期的から長期にわたるものまであります。特に長期にわたる施策・事業については、その方向性について調査・研究を進めていく必要があります。

そのため、市では、市民が都市づくりに関する意見を自由に交換できる場をはじめ、市が開催する検討委員会などへの参加を積極的に進めるなど、市民と行政の共感が生まれる機会を提供しています。



はしもとの未来を考えるワークショップ

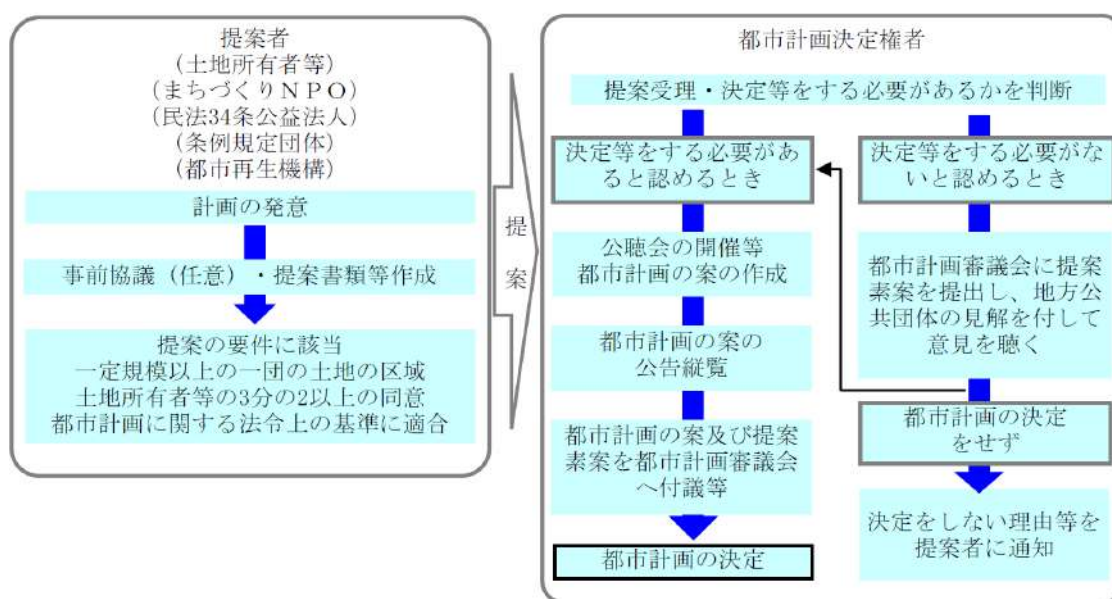
③都市計画提案制度の活用

人口減少・高齢化が進む都市型社会への移行に伴い、都市計画は、新たな市街化のコントロールから既成市街地の再構築による市街地の質の向上へシフトしており、これまでの画一的なものでなく、まちづくり協議会の設置など、地域住民が主体となった地域の特性や意向を踏まえた創意あるまちづくりが多く行われるようになっていきます。

都市計画提案制度は、このような中、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画の運用に積極的に取り込むため、都市計画区域等において、土地所有者やまちづくりNPO、都市再生機構等が、土地所有者等の3分の2以上の同意等、一定の条件を満たした場合、都市計画マスタープランを除く全ての都市計画について、その案を提案することができる制度です。

例えば、用途地域や地区計画の決定・変更に対しては、この制度の活用が有効であり、協働・共創のまちづくりを進める一つの有効な手段として、本制度の活用を支援していきます。

都市計画提案制度の概要

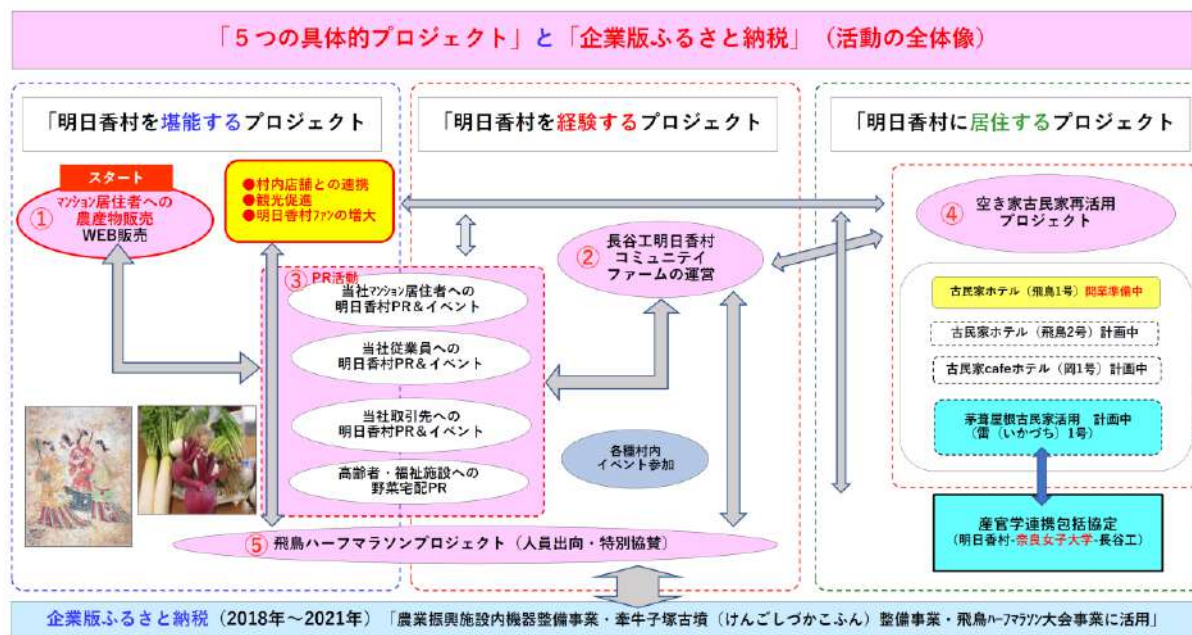


(2) 公民連携のまちづくりの促進

民間の能力や役割を活かし連携・協力していくことが、本市の魅力を一層高めていくこととなります。

そのため、民間投資を誘発するインフラ整備や人材の育成等を進め、公民連携による協働・共創の都市づくりを推進していくことが必要です。

事例1：明日香村（村と連携協定を結ぶ（株）長谷工コーポレーションの取組）



資料提供：株式会社長谷工コーポレーション

事例2：高野山（高野町 南海電気鉄道（株）によるプロジェクト）

高野山観光魅力向上プロジェクト

交流人口の増加施策



1. 目的

南海沿線の最大の観光資源である高野山エリアを、**国内外の旅行者に選ばれる関西有数の観光地に押し上げる。**

- ① 来訪者増加（ターゲット層の拡大・再訪率上昇）
- ② 滞在時間・滞在（宿泊）日数の増加
- ③ 電車・ケーブルカーの利用促進

2. 実施状況

- 2018年度～ プロジェクト開始
- 2019年11月 参詣道歩き拠点（九度山・高野下）開業
 - ・九度山駅／おむすびスタンド・高野下駅／駅舎ホテル
- 2020年3・4月 学文路駅花文字花壇設置、学文路～九度山桜ライトアップ
- 2020年7月 極楽橋駅「はじまりの聖地」リニューアル
- 2020年9月～ 秋の来訪促進企画「高野の休日」
 - ・高野山1万人ご招待キャンペーン（高野町共同）
 - ・KAGOMEコラボ ベジ&フルメニューフェアなど
- 2021年8月 「ふれたい、高野山」開催
- 2021年10月～ 高野山デジタルバス実証実験（KIIPASS KOYASAN）



資料提供：南海電気鉄道株式会社

3 都市づくりの実践

(1) 市民活動への総合的支援

本市には「橋本市地域づくり活動交付金事業制度」があり、地域づくりに関する市民活動に活用されています。住民主導の総合的なまちづくりを推進するため、本制度の活用を促進します。

○橋本市地域づくり活動交付金事業（令和4年度事業を掲載）

市では、市民活動団体等が主体的に地域課題等の解決に向けて行う活動に対して、20万円を上限に『地域づくり活動交付金』を交付しています。

制度の事業区分と事業内容の例

事業区分	内 容
(1) 地域コミュニティ	地域課題解消、地域の人材育成、世代間交流、地域別計画の策定など
(2) 自然・生活環境	ごみの減量、里山保全、耕作放棄地の解消、空き家の活用、地域の清掃、環境美化活動など
(3) 防災・防犯	世代を問わず地域住民が参加できる防災・防犯行事の開催、防災・防犯マップの作成など
(4) 観光資源の活用	名所・旧跡による誘客、地域特産品の開発・販売、多言語パンフレットの作成など
(5) 歴史や文化の保全・伝承	名所・旧跡の保存、伝統行事の継承や地域文化についての学習活動など
(6) 子育て環境	見守り活動、学習支援、子ども食堂など
(7) 高齢者の生きがいづくり	助け合い、健康増進

※対象となる事業内容は、掲載した事業内容に限りません。

活用例（一例）

取組みの内容	取組みの例	対象事業
①健康づくり 複数地域で健康維持や病気の早期発見に繋がるような子どもから高齢者まで楽しめる取組を実施し、健康で元気な地域づくりに取り組む。	健康料理教室、郷土料理教室、地域食堂 頭の体操や運動不足解消、世代間交流に繋がるようなゲーム大会 など	(1) (5) (6) (7)
②観光ガイドの育成と活用 地域の名所・旧跡の説明に加え、風土や昔話などを折り込んだ本市の紹介ができる観光ガイドの育成に取り組み、さらに多言語でのパンフレットの作成などを通じ、伝統行事や地域の文化の継承・周知に取り組む。	歴史講座、ガイド付きまち歩き、郷土カルタの作成、小学校への配布、多言語パンフレットの作成 など	(4) (5)

○住民主導の取り組み例（高取町 町家の雛めぐり）

城下町、武家屋敷、町家が一本道で結ばれている全国でも例のない景観と地域のシニア住民がこれまで培ってきた経験・知恵・技術・人的ネットワーク等を活かし、持続的な観光集客事業に取り組まれている。



提供：奈良学園大学 野口隆特別客員教授

（２）持続性を高めるまちづくりの推進

①人材の育成

住宅都市としての生活の質を高める活動を育てていくため、まちに関わる幅広い人材を発掘・育成し、地域まちづくりの仲間づくりや活動のスタートアップから、事業などの試行、本格展開、継続的な活動・事業へと展開するサポート体制づくりに取り組んでいきます。

②選択と集中によるまちづくり

限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、市民のまちづくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性等を検証し、「選択と集中」により、まちづくりの効果の高いものから順に事業を進めます。

③関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用

都市経営や政策立案能力の向上、庁内組織の横断体制の充実などを図るとともに、国や和歌山県等の関係機関との連携や助成制度等を活用します。

また、市や地域の実情にあわせて、国等における制度の新たな導入を検討していきます。

4 計画の進行管理と適切な見直し

都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョンを踏まえ、テーマごとの都市づくりの方針の実現を目指していくため、第2次橋本市長期総合計画と連動した施策評価を行うとともに、「橋本市地域公共交通計画」や「公共施設等総合管理計画」などの進捗状況や見直し状況を確認し、都市計画マスタープランの進行管理を行います。

また、今後、第2次橋本市長期総合計画の基本計画や都市計画区域マスタープランの改定状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

計画期間が満了する、概ね10年後には、市民や学識経験者、関係機関の意見等を踏まえて評価を行い、都市計画マスタープランを見直すこととします。

